

環境社会配慮助言委員会
第27回 全体会合

日時 平成24年8月6日（金）14：30～18：39

場所 JICA本部 2階229会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○河添 僭越ではございますけれども、委員長がまだ選出されていないというところで、まずは事務局の方で進行させていただきます。

第2期の第1回目の助言委員会全体会合という位置づけでございます。では、ここで第2期の開始に先立ちまして、審査部長の荒井から簡単にごあいさつをさせていただきたいと思います。

○荒井 審査部の部長をしております荒井と申します。よろしくお願いいたします。本日は、お足元の悪いところお越しいただきましてどうもありがとうございました。

つい先日という感じがするんですけれどもけれども、第1期の最終会合にてお礼ということであいさつをさせていただきました。今回は第2期が始まるにあたってのお礼ということで一言述べさせていただきます。

この度は第2期環境社会配慮助言委員会の委員をお引き受けくださり、JICAを代表いたしまして心よりお礼申し上げます。これから2年間JICAといたしましても、一層の質の向上を図りつつ、環境社会配慮の確保を進めて参りたいと存じます。何とぞ皆様のご支援も賜りたく、よろしくお願いいたします。

今期23名の委員の皆様のうち、22名の方が第1期からの引き続きということもございまして、前回の第1回の締めのおあいさつのときと顔ぶれはほとんど変わっていないということではございますが、逆にほとんどの方が2期連続ということで、非常に心強く思っております。また、新たにお引き受けくださった清水谷委員、よろしくお願いいたします。お忙しいところお引き受けいただき、どうもありがとうございました。同委員はSEAを特にご専門とされているということですので、より上流からの観点からの環境社会配慮の確保にご助言賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

また、第1期助言委員会でいただいた過去の助言の内容を再度見渡してみましたが、第2期においてはJICAとして特により重点を置いて環境社会配慮を進めていけばよいかという視点からご示唆をいただけたらと思っております。過去の助言をいろいろな切り口から統計的手法を使って、村山先生それから当方の河添等で論文にさせていただきましたけれども、おもしろい結果が出てきております。後程河添から紹介させていただきます。第1期の経験を踏まえて、今期はさらにクオリティーの高い環境社会配慮を目指して、皆様のご協力、ご支援を賜りながら目指していきたいと思っております。それからこれは私毎回申し上げているんですけれども、もちろん助言委員会はJICAが行う協力事業につきましてJICA

の環境社会配慮ガイドラインを守る、セーフガードポリシーを守るということを確保するためにいろいろな助言をいただくわけですが、いただいた助言を見ますと、課題部あるいは地域部等の人間と全体委員会やワーキンググループの中で議論を闘わせることにより、明らかに案件の形成の質の向上につながっていると思っております。もちろんあくまでもセーフガードポリシーを遵守するというための委員会ではございますが、案件形成の質を高めていくということも表裏一体の話だと思いますので、第2期目においては、ぜひこちらをもっと意識的に我々も進めていけたらと考えております。

さて、新ガイドラインを試行いたしまして2年が経過し、今期助言委員会の期間中にはモニタリング段階に入る案件も出てまいります。今まではどちらかというと環境配慮審査課の審査をかけるに当たっての助言が多かったわけですが、これからはモニタリング段階において、環境社会配慮の確保に取り組むという事業が増えてきます。環境社会配慮はモニタリング段階で初めて完遂されることですので、この重要な役割であるモニタリングにつきましても、皆様からのご助言を賜ればと思います。

改めて今後2年間のJICA事業の環境社会配慮の確保に向けて、どうぞご支援をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○河添 今日第2期の第1回目ということもあり、オブザーバーとして今日原科先生がお見えでいらっしゃいまして、第1期のときもごあいさつをいただいたのですが、この環境社会配慮ガイドライン策定有識者委員会の委員長も務められ、またこの分野の日本の中での学識者第一人者でございますので、その意味で5分程度、もしよろしければお話をいただけますか。

○原科氏 原科でございます。大変ご苦労さまでございます。

私どもガイドラインをつくるときにいろいろ、どんな仕組みにしたらいかが随分悩みまして、たくさんの案件を処理しなければいけないので、これはよほど工夫しなければいけないと思いました。2年間経ちまして、今、荒井部長からご紹介がありましたように、皆さん本当にしっかりやっていただいて、しかもこの2年やってみてもう嫌になったからやめようというのではなくて、引き続きやっていただける、大変ありがたく思っております。

私はこのガイドラインに関しましては、環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役というような立場でございます。ということで、もし環境社会配慮が十分でない場合には、今度は私にオブジェクションがくるわけです。ということでございますが、今のところそれがございません。ということは皆さんにしっかりと審査をしていただいているおかげでそ

うというようなことは生じないんだと思うんです。そのことが、ひいてはJICAの国際協力の事業がさらにいい、きちんとした、影響を配慮したものであるということになります。これを考えてみますと、国際協力事業の品質管理をやっているようなものです。環境影響、社会影響を十分配慮して、クオリティーの高いものをつくっていく。これも荒井部長がおっしゃったように、案件形成の質を高めるということにつながっております。ということで、私は、まだ2年ですけれども、これまでのところを見てみますといい方向に進んでいると思って大変嬉しく思っております。議事録も時折拝見しておりますが、大変丁寧に審議していただいております、前は100ページ近かった、非常に長いもので、これだけ長い時間やっていただくのは大変で、日本の国際協力事業は皆さんのような方のおかげで質が高まっていくんだと思います。ということで、お礼を申し上げたいということであり、それから、改めて、2期に入りましたので、これからもよろしくお願いしたいということで今日参りました。

今、皆様に、手ぶらで来るのは申しわけないので、こういう書いた物、刷り物を配っていただきました。これは環境会議という雑誌に去年書きました。去年の東日本大震災以降、特に原発事故、これ以降いろいろなことがありまして、今後の日本のエネルギー政策の問題とか、国土の将来、地域開発の問題、いろいろなことがあります。ということで、そういうような観点から環境アセスメントというものは日本にとって将来を考える大変重要なものであって、戦略として考えたいということが書いてあります。これはぜひお読みいただくとありがたいんですが、アセスメントという意味は、日本では大変狭くとらえておりますけれども、JICAの場合には、皆さん環境社会配慮ということで、幅広くトータルで物を見ておられる。まさにそういったものをフィードバックさせたいと思います。そういうようなことで日本の社会をよくしていきたい。ですから、皆様が国際協力の場でやっていただいていることが、逆に日本にもそういった成果をフィードバックしたらまた素晴らしいと思います。

ここでは私は原発事故のことを書きましたけれども、JICAのように個別の事業、大規模だから対象にするというのではなくて、基本的にはまず全てが対象だという考えに立ってスタートする。スクリーニングしてより詳細なアセスをやるものを選んでいくわけです。この考え方は極めて重要なんです。日本の国内ではそういった考え方はとっておりません。最初から巨大な事業しかやっておりませんので、日常的なアセスが行われる状況ではないんです。ところが、JICAの場合には基本的に事業全てが対象である。そのうえでこれは

明らかに除外していいというものは除外するのです。そこが全く違うんです。そのJICAの理念こそ世界のアセスの標準でございます。JICAはそういう点では素晴らしいことをやっていると思います。

しかも、この助言委員会、ピアレビューする組織を外部の専門家によって構成している。そして、公開している。透明性が高い。このことは国際的に高く評価されております。前回河添さんからポルトでのIAIAの世界大会の様様をお話しいただいたようですが、まさにあの場でもJICAの成果は大変高く評価されておりました。私は3月まで東工大におりまして、私は定年退職しましたので4月から千葉商科大学というところの政策情報学部というところにおります。ちょっと立場は変わりましたが、1月の段階では東工大の教員でございまして、そのときにアメリカ、ワシントンへ学生たちと調査に行ったんですが、元IAIAの会長をやっておりましたので、世界銀行から、せっかく来たんだから特別講演をしてくれないかと頼まれ、講演しました。彼らが聞きたかったことは、JICAのガイドラインです。JICAは素晴らしいことをやっている。そのことを世銀の皆さんにも逆にフィードバックしたいというんです。つまり、JICAはこういうことをやっているの、世銀としてもしっかりしたピアレビューもしたいものだというようなことでございます。JICAのアクションが新しい世界のノームになるんじゃないかと思います。これは国際協力の大綱、ODAの大綱、あれに出ていました。まさに重点に置くべき一つの中に国際、グローバルな見地からは国際機関、ノームをつくるんだということを書いてあります。まさに助言委員会をつくった、新しいガイドラインにはそういった方向に今進んでいるかと思えます。世銀からそういった話をしてくれということになりまして話してまいりました。世界中がある意味では期待しているというような感じを持ちまして、皆様のこれからの活動に大変期待しております。ぜひともまた2年間、毎回長い時間で大変だと思いますけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

私は今審査役ですから、時折オプザーブさせていただきますけれども、皆さんの様子を見て安心しておりますから、そうしょっちゅうは来ないとは思いますが、何かありましたらまた伺わせていただきます。本当にどうもありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○河添 原科先生、どうもありがとうございました。

では、ここからでございますけれども、アジェンダの2番目です。今日はこれが決まらないうちの先の議事進行もままならないということで、ぜひご協力をお願いしたいところ

でございます。委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。私はお手伝いをさせていただきます。皆様の互選で選ぶということになっていきますので、よろしくお願いいたします。助言委員会の設置要綱の中に、委員長は1名、副委員長は1名もしくは2名ということで、委員の互選により選出するということになっております。ここではまず委員長、副委員長の選任ということで、委員長について、皆様の中で、自薦、他薦ございましたら、この場でお知らせいただきたいと思いますのですけれども、いかがでございましょうか。

○長谷川委員 なかなか言い出しにくいと思うので口火を切るといふ、僭越ですけれども。今回新しくいただいた名簿を見て、私は別としても、どなたに委員長をしていただいても十分過ぎると思うのですけれども、今日から第2期ということで、助言委員会という名前に変わってから、PPP案件とか、それから環境レビュー案件とか、さらにはSEAをかなり中心とした案件とか、新たなものに委員として取り組んでやっと軌道に乗ったような気はするのですけれども、ただ、最近の議論も踏まえますと、まだまだ委員の中で、あるいはJICAさんも交えて解決すべき課題も少しずつ明らかになってきたということもあるんだと思います。どなたがなってもいいと思うのですけれども、審査会当時から長らくこのリーダー役をいたしてこられました村山先生にぜひ、可能であればもうしばらく委員長という大任をやっていただけないかというのが、私の推薦というか、希望でございます。

以上です。

○河添 村山先生のご推薦があったということで、その他、いかがでございましょうか。

○作本委員 同じ意見です。できれば村山さんにもう一度、続投していただきたいと思います。

○河添 他の皆様のご意見はいかがでございましょうか。ここで、村山先生にご推薦があったわけですが、村山先生ご本人のご意思を確認させていただいてもよろしいですか。

○村山委員 ご推薦いただいて大変光栄です。ただ、これまで長くやっていますので、私の進め方にはいい加減飽きてきているという方もいらっしゃるかもしれないので、もし立候補される方がいれば、あるいは他に推薦される方がいればぜひ出していただいて、他にいらっしゃらないようであればもう少しやらせていただくことにはやぶさかではございません。

○河添 村山先生からは、他に立候補される方がいらっしゃらないようであれば承っていただけるというお話でございしますが、ここにいらっしゃる皆様におかれましては、村山先生が委員長を務められることについて、支持されますか。異議がございましょう方いらっしや

いますか。

特にいらっしゃらないということによろしいですか。では、村山先生にもう1期、2年間でございますけれども、委員長職についてお願いするということで承りました。では、村山先生、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

ここで委員長が決まったのですけれども、もう少し私が進めさせていただいて、副委員長ですけれども、これも皆様の互選で選出をしていただきたいのですが、いかがでございましょうか。1名ないしは2名ということで、前回の委員会では2名選出をしておりました。ここでまたノミネートあるいは立候補をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。今日ここにいらっしゃっていない方で、この場で推薦があったという場合はご本人にこの後意向確認させていただいて、ご承諾いただけるということであれば決定ということで如何でしょうか。

○柳委員 私は前回も副委員長を推薦したと思いますけれども、今日欠席ですが、田中委員と、それから先ほどご発言のあった長谷川委員に引き続いて副委員長をやっていただければと思うのですけれども、田中委員は今日は欠席のようですので、確認をしていただいて了解をいただければというようなことで進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○河添 柳先生から田中先生と長谷川先生のノミネートがあったということで、もう少し他の皆様ご意見いかがですか。

○長谷川委員 私の名前を出していただきまして身に余る光栄です。ちょうど1期始まる時に多分同じようなコメントをさせていただいたかなと思うんですが、遠方なものですから、情報化社会あるいはメールでいろいろな審議ができるといいつつ、なかなか難しいところもあるのかなということを前回エクスキューズして、それでもということで1期のときにお引き受けさせてもらいました。この2年間振り返ってみまして、村山委員長を助けるどころか足を引っ張った部分のほうが多かったんじゃないかと反省します。実際やってみて、情報化社会とはいいいながら、やはり遠いというのがあるんです。小回りがきかない、フットワークが鈍くなる。ということがありますので、田中委員は別としまして、私の他にどなたかいらっしゃれば、ぜひその方をお願いできないかというのが私の存念でございます。もちろん他になければということであれば、それでもいいよというようなことであればあれですけれども、できればもうちょっと小回りのきく、サポートをもっとされる方いらっしゃればというふうに希望いたします。

○河添 場合によってはということでのお話と承りました。ここでもう少し皆さんの副委員長のご推薦等ございましたら、もう少しお話を伺いたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。他にご意見がないということになると、全く体制は変わらないという感じになるかもしれないのですけれども、それが最善の選択肢ということでお考えであれば。

○長谷川委員 これもまた委員長と同じでどなたでも十分だと思うのですけれども、柳先生、いかがでございますか。

○柳委員 前もこういったやりとりがあったような記憶があるのですけれども、新たに入られた委員の中から副委員長を選べばいいと思っています。作本委員を副委員長に、もし長谷川先生がだめということであれば作本先生はどうかなと思っているのですけれども、推薦させていただきます。

○作本委員 新人ですので右左よくわかりませんが。

○河添 引き受けていただける、そういうことですか。

○作本委員 もっと適任の方がおられるんじゃないかと思います。

○河添 ご本人は辞退されるということですか。

○作本委員 長谷川さんがいいんじゃないでしょうか、経験を生かしていただいて、まだ2期目ですし。

○河添 今挙がっているのは、田中先生と長谷川先生と作本先生と柳先生、この4名です。四人が挙がっていらっしゃるので、この中でどうしましょうか。長谷川先生は場合によってはということです。柳先生は。

○柳委員 私は辞退したい。

○河添 作本先生は場合によってはご了承いただけますか。

○作本委員 わかりました。

○河添 では、田中先生と長谷川先生と作本先生、3名、意向確認ができていないのが田中先生、長谷川先生は遠方にお勤めなので、他の方がいらっしゃるのであればその他の方ということです。その場合は作本先生か、もしご了承いただけるのであれば田中先生と作本先生が適任ではないかというところも出てくるのですけれども、それはそれでよろしいですか。

○作本委員 あまり深く考えていないので今判断できないのですけれども、私より皆さん知識をお持ちですし、経験もおありですから、どなたもおられないということでしたら、受けます。

○河添 では、田中先生には意向確認してみます。ご了解いただけるということであれば、作本先生もこういう形で謙遜されていらっしゃるかもしれませんが、ご了承いただいているというふうに受けとめてよろしいでしょうか。作本先生についてはこの場で長谷川先生とお話しいただけますか。作本先生はご了承いただいているということで承ってよろしいですね。

○作本委員 わかりました。

○河添 長谷川先生のご意向もありますが、田中先生がもし辞退されるということであれば長谷川先生の可能性ももしかしたら出てくるかもしれません、その節はご了承ください。では、田中先生に意向確認をさせていただきますので、この後またご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。ご協力いただきましてありがとうございます。では、今日はアジェンダがたくさんあります。ここから引き続き、村山先生に議事の進行をお願いしたいと思います。アジェンダの3番からです。

○村山委員長 それでは、第27回の全体会合を始めさせていただきます。既に30分経過しましたので、てきぱきと進めさせていただければと思います。

最初の案件は概要説明で、1番目がベトナムのハノイ市環状3号線の環境レビューということです。では、ご説明をよろしくお願いいたします。

○立松 東南アジア第3課の立松と申します。本日はベトナムから有償資金協力の事業として要請されております道路案件、ハノイ市環状3号線延伸事業について、ご説明申し上げます。

こちらの資料には記載してございませんが、本事業につきましては、ベトナム政府が現在F/SまたEIA、住民移転計画を作成中でありまして、これらに基づいて今後案件形成を行う予定であります。

先ほど申し上げましたEIA、住民移転計画につきましては、ワーキンググループの開催前にワーキンググループ委員の皆様には送付したいと思いますけれども、本日はワーキンググループに先立ちまして、案件の概要及び環境レビュー方針の概要についてご説明をしたいと思います。

まず本日の説明ですけれども、このスライドの項目に沿ってご説明を申し上げます。

ベトナムの特徴と開発政策・課題でございます。ポイントだけ申し上げますと、まず左上の移行経済国という枠に書いてありますとおり、ベトナムはドイモイ以降市場経済化を進めておりまして、過去10年間で平均7%を超える経済成長を遂げております。

その右に書いてございますが、ASEAN有数の大国であることから、その右に示しておりますとおり、日本の戦略的パートナーとして日本政府として、外交上また経済上ともに大変重視している国であります。

その下の黄色い枠に記載がございます。ベトナムの開発政策と課題については、昨年社会経済開発五ヵ年計画を策定しておりまして、次の五ヵ年におきまして、年平均7.5%から8%の経済成長を遂げるという目標を掲げております。また、これを達成するために、三つ上げておりますけれども、市場経済システムの一層の浸透、人的資源開発の促進、またインフラシステムのさらなる整備を重要課題として上げております。

こういったベトナムを支援する我が国の援助政策における重点分野といたしましては、こちらに記載の4点を上げております。本件は、この中でも経済成長促進、国際競争力の強化に資するものであります。

次のスライドに移ります。本事業の背景をご説明いたします。3点大きく上げております。第1に、急速な経済成長であります。こちらに記載がございますとおり、今回の事業対象地域でありますベトナムの首都ハノイ市に絞って見ますと、2005年から11年にかけて年平均11%もの成長を記録しております。第2に、ハノイ市における都市化の進展が上げられます。ハノイ市の人口は2000年から2007年にかけて277万人から323万人に増加をしております。また、ハノイ市は2008年に周辺地域と合併をしまして、拡大ハノイ市となったわけでありますけれども、その後も2008年から2010年にかけて638万人から656万人と、人口が増加をしております。第3にモータリゼーションの進展がございます。ご覧のとおり、自動車、トラック、オートバイの登録台数につきましては、急速に増加をしているところでございます。ハノイ市におけるこのような都市化、モータリゼーションの進展によりまして、市内の道路交通量は急増しており、交通渋滞が深刻化、それによって効率的な経済社会活動が疎外されているというのがこの事業の背景でございます。

このような状況を踏まえまして、ハノイ市は、環状3号線道路の整備を進めておりまして、事業目的は、こちらに記載のとおりハノイ市環状3号線の西側未改良区間を整備し、ハノイ市内への流入車両また通過交通を抑え、交通渋滞を緩和し、物流を効率化することです。

次のスライドでも少し触れますが、JICAはこれまでこの3号線の段階的整備を支援してきております。今回の事業はこのハノイ市環状3号線の西側の未改良区間を整備することを目的としております。

その下の事業概要に示しておりますが、本件はハノイ市環状3号線の西区間、ハノイ市の北西部に位置します約6.1キロの区間に高架道路を整備するものであります。資料には書いてございませんが、現在同区間の既存道路の拡幅工事が進行中でありまして、本事業は拡幅された道路の上に高架道路を整備する事業であります。

その他、実施機関、借款対象、実施スケジュール、協力準備調査につきましては、こちらに記載のとおりでございますので、説明は省略したいと思います。

次に、お手元の資料では白黒になっておりますので、できればスライドをご覧くださいければと思います。環状3号線の全体と本事業の対象区間についてご説明をしたいと思います。まず、ハノイ市の中心部は真ん中の黄色で示した部分であり、環状3号線はそれを包み込むような形で走っておりまして、また、北側では空港に延びるような形で整備が、されているというものであります。先ほど申し上げましたとおり、JICAはこれまでこの環状3号線の段階的な整備を支援してきております。

まずグリーンで示しております北の区間につきましては、国道18号線改良事業で、また水色で示しております北東の区間につきましては、国道3号線道路ネットワーク3号線整備事業におきまして支援をいたしました。また、ブルー、南東の区間につきましては、紅河橋の整備事業で支援をしておりまして、赤で示した南西区間がハノイ市環状3号線整備事業において実施している区間であります。今回の事業は、こちらの図でピンク色の区間として示しております未改良の区間として残っているマイジックのインターチェンジからタンロン橋南のインターチェンジまでの西区間を整備するものであります。

こちらのスライドは事業の対象区間を拡大した図であります。南端にあります始点のマイジックインターチェンジから始まりまして、北上し、ホアंकオックビェットインターチェンジ、ウエストタンロンインターチェンジを経まして、タンロン橋手前のインターチェンジが終点となります。各インターチェンジ付近の写真を左側に示しております。被影響世帯につきましては、スライド9の環境レビュー方針の概要においてご紹介したいと思います。

環境レビュー方針の概要ですが、現状ではドラフト段階のEIAと住民移転計画を確認しているという状況でございますので、詳細はワーキンググループにおいてご助言を賜りたいと思いますけれども、概要としては次のとおりでございます。

まずこちらの枠の一番上に示しております適用ガイドラインにつきましては2010年4月の新ガイドラインが適用されます。

その下のカテゴリ分類としては、影響を及ぼしやすいセクターであること、また影響を及ぼしやすい特性、つまり大規模非自発的住民移転を伴うことからカテゴリAに分類されることが考えられます。環境許認可につきましては、現在EIAの報告書が実施機関により作成されているところでありまして、9月には最終化される見込みであります。その下の公害関連につきましては、工事中の大気汚染、騒音、振動等については低公害の機材の利用や、夜間の工事の回避などの緩和策によりまして影響の程度が最小限となる見通しでありますけれども、環境レビューにおいて詳細等は確認したいと思います。

環境レビュー方針の二つ目、2ページ目のスライドであります。自然環境面につきましては、記載のとおり事業対象地域が国立公園等の影響を受けやすい地域に該当しないこと、また、自然環境への望ましくない影響が最小限であることが想定されておりますけれども、環境レビューにおいて改めて確認いたします。

社会環境面につきましては、用地取得の規模が約5ヘクタールあること、またそれによる被影響世帯数は約600世帯に上がることが確認されております。非自発的移転住民の数や住民移転手続の今後のスケジュール、移転先候補地、補償方針、生計回復支援策等は確認したいと考えます。

モニタリング等につきましては、大気質、騒音・振動等について、事業実施機関によりモニタリングが実施される見込みですが、その詳細な項目や頻度、方法等は確認いたします。

最後に今後のスケジュールでございますが、8月末から9月にかけてファクトファイディングミッションを派遣する予定です。そこで収集確認した情報に基づき、9月下旬のワーキンググループにて環境レビュー方針についてのご助言を賜りたいと考えております。9月下旬のワーキンググループでいただくご助言に基づき、10月中旬から下旬にかけて審査のミッションを派遣し、来年3月のL/A締結を目指したいと考えております。

以上、担当部からの説明を終わらせていただきます。

○村山委員長 それでは、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

○松本委員 これは現地のEIAやRAPをもとにレビューをするということなんですが、これまで整備されてきた環状3号線のどこかの部分、もしくは当該ベトナム運輸省が事業主体になった事業で、これまでに協力準備調査を行わずに現地のEIAやRAPで環境レビューを行い、そして有償資金協力を決めるというのがこれまでにあったかどうかということについて教えていただければと思うんですが。

○立松 その点確認をしたうえでお答えしたいと思います。

○松本委員 その際、もちろんワーキンググループで、ということになるかもしれませんが、当然協力準備調査をしないということは、現地国実施主体のキャパシティであるとか、これまでの質というものを最低限審査をしたうえで協力準備調査を行うか、行わないかの判断をするのではないかというふうに私は考えたわけです。従って、ここでそのお答えをいただけないで、これは協力準備調査をしないというのは、いささか腑に落ちないということだけ申し上げておきます。

○立松 もう既にベトナム政府が作成しているEIA、それからF/S、住民移転計画のドラフトは私どもも、レビュー、確認をしております、これを見た結果これらを補完するような協力準備調査を実施する必要性はないと考えており、基本的には必要ないと考えております。過去の協力準備調査については確認をしておきたいと思います。

○村山委員長 関連ですが、EIAやRAPはどこかの機関が支援をしているということはありませんか。

○立松 これは本件の実施機関が作成をしております、コンサルタントがその実施を支援しています。

○村山委員長 本件の実施機関というのは相手国政府ということですか。

○立松 はい、相手国政府であります。

○高橋委員 先ほどのご説明では、本事業は既存道路を現在拡幅中だと。そしてその既存道路拡幅をしたところに高架道路をつけるということでした。一方でこの事業の中には、用地取得とか、あるいは住民の移転というのがありますが、既存道路拡幅と当該事業との関係、つまり既存道路以外の場所が出てくるのかどうか。なぜこの用地取得や住民移転というのが生じるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○立松 先ほど住民移転が600世帯、約2,300人生じるという見通しであるのご説明をしましたが、これは道路の拡幅に伴う被影響世帯をカウントしたものでありまして、その600世帯また2,300人という数字は、本事業、本区間の整備に伴い生じる予定の被影響世帯数を示したものであります。

○高橋委員 そうしますと、先ほど既に拡幅事業が進行中というふうに私は理解をしたんですが、その拡幅事業とこの事業とはどういう関係になるのでしょうか。

○立松 本事業で支援する、円借款により支援する範囲というものは、高架道路の建設であります、その道路の拡幅ともこれは一体のものであると見なしまして、私どもとして

はその拡幅に伴う住民移転の影響も十分レビューをしたうえで前に進める必要があるというふうに考えております。

○高橋委員 わかりましたけれども、では、この拡幅自身はこの円借款の事業ではない。この住民移転も円借款の事業によって生じるものではなくて、それと一体的な事業である拡幅事業によって生じるということですね。

○立松 そのとおりです。拡幅の事業はベトナム政府の予算により実施を進めるものであります。

○平山委員 先ほどの松本委員のご質問と同趣旨のことになるかと思いますけれども、言葉尻をとらえるつもりは全くないのですが、8ページの環境許認可については、EIA報告書は実施機関が作成中と、こう書いてありまして、9ページその他モニタリングのところに、大気質、騒音・振動等について実施機関によりモニタリングが実施される見込みと、こう書いてあることとの関係なのですけれども、EIAを実施機関が実施するというのはモニタリングをするということだけであって、本来の意味のEIAというのはされているのでしょうかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○立松 ご質問の趣旨を十分理解していないんですけれども、もう一度お願いできますでしょうか。

○平山委員 EIAとモニタリングの違いというのはおわかりになると思いますけれども、9ページのところでいわれている環境レビュー方針の概要のところのモニタリングのところだけのことをEIAとっておられるのかどうかということなのですけれども。EIAをしたうえでないとモニタリングの方針というのは決まらないと思うのですけれども。

○立松 EIAは9月に最終化される見通しでありまして、そのEIAの結果に基づいたモニタリングを実施機関が行っていくということを資料で示してございます。

○平山委員 それはEIAが終わっていないとわからないのではないのでしょうかとお聞きしているのですけれども。つまり、モニタリングをしていけば、モニタリングするということとさえ決まっていればEIAをしたことになる、そう考えておられるのではないのですか。松本委員が言われた、実際にEIAというのはどこまで行われているのですか、そのところまできちんと開発調査で行われていないとこの方針というのは受け入れられないのではないのですか、という質問とそこで重なるように思うのですけれども。具体的にどういうことなのですかということをお聞きしているのです。

○村山委員長 ワーキングは9月の下旬開かれるわけですね。それで、この段階で我々の

方で対象にできる文書はどれになりますか。一番最後から2ページ目には、今年の5月版ということでEIAとRAPのドラフトという文言が一番下に書いてあるんですけども、これなのか、あるいはドラフトファイナルレポートなのか。

○立松 今回冒頭で少しご説明をしましたけれども、9月のワーキンググループの12営業日前までには私どもから関連の文書、具体的にはF/SまたEIAのレポート、住民移転計画をお送りしたうえで、予めお目通しをいただくという予定でございます。ワーキンググループにおいて、私どもがそれらの文書をレビューした結果もご説明申し上げたいというふうに考えております。

○村山委員長 具体的にEIAの中ではある程度水準を保つ内容が示されている、そういうふうに理解されているということですね。

○立松 はい、おっしゃるとおりでございます。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。

○作本副委員長 かなり密集地ということではあるんだと思いますけれども、600世帯というのはかなりの大きい住民移転規模ですね。これについて、やはりこれを減らすような努力というのは何か考えられないのかということが一つなんです。

もう一つは、ベトナムは東南アジアで最も戦略アセスが進んだ国、PPP全てについて実施されているということですから、そういう意味では戦略アセスももう既に計画レベルでなされているかと思うんですが、そのあたりもし何かつかんでいる情報があれば教えてください。

○立松 600世帯をもう少し減らせないのかということを検討したかどうかという点につきましては、現行の道路の拡幅になりますので、ルートを変更することは難しいと考えております。ただ、ファクトファインディングミッションで現地の状況を確認いたしますので、そういった配慮の状況についても確認をしたいと思います。

○村山委員長 では、大体よろしいでしょうか。それでは、あとでワーキングの具体的な日程の確認をしたいと思います、どうありがとうございます。

では、2点目に移ります。ご説明の担当部のご都合で、2番目に、次第では三つ目に上がっているベトナムの案件について議論をしていただきたいと思います。こちらは高速道路建設事業の協力準備調査有償PPPのスコーピング案ということです。では、まずご説明をお願いいたします。

○安井 民間連携室海外投資課の安井と申します。

本日は、今当地で行っております協力準備調査のPPPインフラ事業でございますけれども、この中のチュンロン～ミートゥワン高速道路事業、これにつきましてご説明をさせていただきまして、ワーキンググループの中でスコーピング案についてご検討いただきたいというふうに考えております。

私から説明させていただく内容ですけれども、一つ目として、事業対象地域、それから事業背景、それから調査概要、それから調査スケジュールについて説明をさせていただきたいと思います。

まず事業対象地域でございますけれども、地図として小さいんですが、ベトナムの全体の地図、上の真ん中にある地図なんですけれども、まず初めに大きな話としまして、現在ベトナムにおきましては、次のシートでもご説明しますが、一番上に星印のハノイがありますが、そこから下のホーチミンに至って、さらにメコンデルタに至る高速道路の建設計画が行われております。ここからここを経てメコンデルタということになります。今回対象になりますのは、ホーチミンからさらにメコンデルタに向かう高速道路でございます、こちらがホーチミンになります。メコンデルタの中心になるのがカントーという都市なんです、今回対象にしますのはチュンロン～ミートゥワン高速道路事業、54.3キロ地点ということで、ここにチュンロン、ここにミートゥワンということになりますが、この間の区間の事業を調査するということになります。

実をいいますと、既にホーチミンからチュンロンかけては高速道路ができております。これはベトナム側の自己資金で実施しているものでございます。今回この区間が調査の対象になりますけれども、次ですけれども、最後のミートゥワン～カントーにつきましてはまだ資金が決まっておらず、計画はありますけれども、具体的な事業実施に対する見通しはないということでございまして、今の時点では北のほうからホーチミン～チュンロンが実現しております、次にミートゥワン～間、さらにミートゥワンからカントー、こういった順番で事業の計画が行われているという状況でございます。

事業背景でございますけれども、この背景として一番大きな流れとしましてベトナムの経済成長と道路インフラということがございます。先ほど地域部から説明があったことと重なりますので、一番最初の部分ははしらせていただきたいと思います、一番最後3.ですけれども、特に南部地域はベトナム経済の中心であるホーチミン市と周辺地域の工業化、産業施設が進展しまして、道路インフラ整備の必要性が大きく拡大しております。特にホーチミンと先ほど申し上げましたけれども、ホーチミンとカントーという、メコンデ

ルタの一大経済中心地ということになりますけれども、この二つを結ぶ中間の地点ということと、その沿線に工業団地が建設されるなど、交通量需要に対する取り組みといったものが重要になってきているという状況でございます。

二つ目、高速道路整備でございますけれども、これは先ほど申し上げました、ベトナム政府は高速道路建設に向けた取り組みを強化しております。特に細長い南北の国土を縦断する高速道路の建設に注力をしているという状況です。

他方で、南北高速道路網全体に必要な事業費は66ミリオンUS\$、6兆6,000億円という、100で割るとそういった値になりますけれども、といわれまして、財政資金、政府の資金だけでは、政府の資金、これはODAも含みますけれども、だけではその資金を全て調達することは困難ということで、一部の区間につきましては民間資金の活用が必要という状況でございます。今回の案件も、そういった観点から民間資金を活用した高速道路整備事業を実現化できないかという観点で始められたものでございます。

チュンロンオン～ミートゥワン高速道路でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、南北高速道路上のホーチミン、カントー間の一部をなす高速道路です。南北高速道路網開発計画におきまして優先整備路線として位置づけられておりまして、運輸省からは強く、早くこの事業を完成してほしいという期待が表明されております。

次にさせていただきます。調査の目的ですけれども、TORとしましては、事業計画の策定・事業実施準備ということでございます。他のPPPF/Sとそれほど変わるものではないんですけれども、事業の必要性と背景の確認、既存案件計画の精査、それから交通需要予測、事業スコープ、スキームの提案、セキュリティ・パッケージ、いわゆるいろいろリスク、民間事業としてのリスクがございますので、それに対してどうそれを軽減していくかという、そういった意味でのセキュリティ・パッケージの構築、それから事業性の評価、それから環境社会配慮等ということになっております。

環境カテゴリでございますけれども、カテゴリ分類としてはAということとさせていただいております。根拠としましては、ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクターのうち大規模なもの及び影響を及ぼしやすい特性に該当するためということで、当然長い区間の高速道路となりますので、それに応じた土地収用、住民移転が発生するということになります。

調査のスケジュールでございますけれども、実をいいますとこの事業は去年の9月に開始しております。当初は去年の11月に全体会合それからワーキングをやらせていただこう

と思ったんですけれども、ちょうどやらせていただくということを検討していたタイミングで、先方政府、この事業をやるカウンタパートになる機関があるんですけれども、そちらを変えたいという意向が先方政府からありまして、その結果調査中断に踏み切らざるを得ないという判断を11月、12月頃からしております。その関係で、この助言委員会も調査開始が行われれば速やかに行いたいという方針を立てたうえで、先方政府との調整に約半年をかけまして、ようやく7月の中旬以降調査を開始したということになっております。

調査自体ですけれども、今時点ではエンジニアリング部分、すなわちコスト積算あるいはどういった施設をつくるかといったところを調査しておりますけれども、今後経済財務分析やあるいは環境社会配慮について調査をしていくということでございまして、来年の1月末をめどに調査を行っていくということでございます。

インテリムレポートは8月の中旬に出される予定でございまして、ドラフトファイナル、ファイナルレポートと、先ほど申し上げた1月に向けて行っていくということになります。

それと事業の実施スケジュールですけれども、ここに書かせていただいておりますが、2013年12月、来年の1月、2013年1月に調査を終わりました後に、各投資家とベトナム政府側との間で交渉を開始してもらって、来年の末をめどに事業会社を設立するということを考えております。建設は2014年から2016年いっぱい、供用開始が2017年1月ということになります。ただ、他のPPPF/Sも同じですけれども、調査の結果として、民間事業としての事業性が確保されるかということは、この調査結果次第ですので、あるいは先方政府との交渉といった不確定要素もありますので、この事業実施スケジュール自体このままいくかどうかというのは、現時点では確実に申し上げられることではないということはこの場を借りて申し上げたいと思っております。

とりあえず私からの説明は以上でございます。

○村山委員長 それでは。

○佐藤委員 非自発的な移転の住民数というのはどれくらいを想定していらっしゃるのでしょうか。

○安井 実をいいますと、過去1回調査をしております。私どもではなくて現地側で軽く調査をしている中で、まだ不確定なんですけれども、300から400という数字は私どもとして得ております。300から400世帯です。

○村山委員長 他に。

○松本委員 若干、デルタ地帯を通るということは、漁業であるとか、多様な生計手段が想像されるんですけども、そういう場合、通常はメコン川の生態系を考えると、1年ぐらいかけないとベースラインデータはつかめないというのが、私自身の理解なんですけれども、この期間でできるということでとりあえずJICAは動いているという理解でよろしいんですか。

○安井 先ほど現地側で調査をしたと申しあげましたけれども、私どももまだ中身をよく見ていないんですが、現地でEIAレポートを作成しているということのようです。まずそれを確認したうえで、不足する分については調査の中でさらに調査をして、かつさらに調査で足りない部分があったとすれば、それはさらに調査が終わった後もクラリフィケーションしていかなければいけないことと考えております。

○村山委員長 今の点は、RAPも含めてということですか。

○安井 RAPも含めてということです。

○村山委員長 いかがでしょうか。

○作本副委員長 アセス、EIAを、レポートを作成したということでお話を聞きましたけれども、この道路は三つありますね。三つから構成されていますね。これをまとめてアセスを済ませるという、そういう考え方ですか。あるいは個別にアセスの対象として取り上げて調査するのか、どちらの立場でしょうか。

○安井 私が聞いている限りではこの区間特定してということでございます。三つではなくて、チュンロン～ミートゥワンの区間についてということです。

○作本副委員長 真ん中だけです、中央ミートゥワンということですか。

○安井 誤りがありましたらまた後ほど連絡をさせていただきます。私が聞いている限りではそういうことだというふうに聞いています。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。

では、これで終わらせていただきます、ありがとうございました。

続いて3番目になりますが、一つ戻ってモザンビークのマンディンバーリシंगा道路環境レビューです。

○河添 この間にスケジュールの確認よろしいですか。アジェンダの案件概要説明済み及びワーキンググループスケジュールの確認ということで、別紙1をご確認いただけますか。この中で今日要確認というところを皆様をお願いしたいのですけれども、8月24日のベトナム、チュンロン～ミートゥワン、これが今3名の方なんですけれども、もう1名ぐらい

この検討に加わっていただけますと4人で、いかがでございましょうか。佐藤先生、大丈夫ですか。

○佐藤委員 24日大丈夫なんですが、9月21日の金曜日が学校の仕事で出られなくなったのです。

○河添 24日の金曜日はよろしいですか。

○佐藤委員 24日参加で、21日をとっていただけますか。

○河添 9月21日ですね、ではここで説明側が来たので。

○倉科 それでは、モザンビーク、マンティンバーリシンガ道路改善事業について、ご説明させていただきます。アフリカ部アフリカ第3課の課長の倉科と申します。本日はよろしくお願いいたします。

まず、事業の背景と必要性ということでご説明させていただきます。モザンビークですけれども、1977年から1992年まで、15年間内戦が続きました。独立は75年ですので、独立直後から内戦に入ってしまった。その影響によりまして、道路の整備は著しく立ち遅れておりまして、道路の舗装率は現在でも16%となっております。GDPが93年当時で134ドルしかございません。現在は900ドルを超えるところまで成長していますが、今なお未舗装の道路は雨期には通行不能になるような区間も多くございます。国内の南北を結ぶ国道1号線、南部にありますマプト国際回廊、マプトから南アフリカ共和国を結ぶ道路でございます。それから、中部にはベイラ回廊というのがございます。南部は比較的整備されておりますけれども、モザンビークの北部を東西に結ぶナカラ回廊、ナカラからザンビアの間を結ぶ道路ですけれども、ここの交通網の整備はおくれております。4ページ目には地図がございますので、それをご参照いただければと思います。右側がインド洋、左側にマラウイがありまして、湖が水色に表記されておりますけれども、今申し上げたナカラ回廊というのは、インド洋にありますナカラという港町、ここは自然の良港でございまして、水深も深い港が確保できるということで、ただいま円借款でこちらの計画もされているところでございます。そのナカラの港から内陸、西の方に延びていく道路がございまして、これをナカラ回廊と申します。ナンプラという町、クアンバがございます。ナンプラからクアンバ間はただいま円借款の道路整備を行っているところです。クアンバから国境のところにあります、マラウイとモザンビークの国境のところにマンティンバという町がありますが、このマンティンバから今回の事業は北に延びましてリシンガという町まで行きます。今回はリシンガ～マンティンバ間の道路計画ということでご説明させていただ

きます。

赤線の太くなっておりますのがJICAの支援対象区間でございます。アフリカ開発銀行分が緑の破線のところになります。ナカラ回廊はマンティンバからマラウイに入りまして、以前無償資金協力で協力いたしましたマンゴチの橋のところを通過して、マラウイを横断し、これは西のほうにありますが、ザンビアの首都ルサカまで、このように延びていく道路になっております。

このナカラ回廊地域といっていますけれども、非常に農業開発ポテンシャルが高いというふうにいわれております。地域開発、それから先ほど申し上げた今回の道路がモザンビーク、マラウイ、ルサカのザンビアというような、地域統合の観点もありますので、非常に期待をされております。モザンビーク政府といたしましては、重点的に農業振興を実施しております。2009年から、日本もブラジルと共同で、日伯モザンビーク3カ国協議による熱帯サバンナ農業開発協力プログラムを実施しております。モザンビークは、ご存じのとおりポルトガル語圏でございますので、ブラジルと言葉が同じだということで、日本とブラジルとそれからモザンビーク、その三つの国が共同して事業を進めていきたいと思いますという計画をしているところでございます。今後この地域の大豆、トウモロコシ等の農業生産を期待されております。それを、申し上げました道路、ナカラ回廊を使いまして、出来上がった農作物をナカラの港なり、その地域の市場へもっていこうという、マーケットにつなげようという計画でございます。マラウイや、それからザンビアとの連結というのでも期待されております。そこで交通量の増加が見込まれておりまして、ナカラ回廊沿いに位置する今回のこの事業の実施予定区間にありますニアサ州というところですが、マラウイやタンザニアと国境を接しております。農業、林業、鉱業、観光業の高いポテンシャルを有しておりますけれども、舗装率は約6%ということで、低い舗装率のモザンビークの中でもさらに低くなっております。幹線道路の整備がおくれているため、このニアサ州における開発のボトルネックとなっております。

JICAは、このモザンビーク北部の東西に結ぶ回廊整備を重点的に支援しております。2007年度、2010年度、それぞれ円借款を供与いたしまして、モンテプエス回廊、それからナカラ回廊の道路網整備を支援しているところでございます。

本事業は、ナカラ回廊を含むモザンビーク北部の地域の開発のためにモンテプエス回廊とナカラ回廊を結ぶ国道の改良を行うものでございます。北部とマラウイ国境を結ぶことで、モザンビークのみならず、国境をまたいだ開発回廊を促進いたしまして、モザンビー

ク、マラウイの物流にも貢献することを期待されております。

これはナカラ開発回廊というふうにもいわれておりまして、その中の一部の道路になります。ナカラ開発回廊はモザンビーク政府それからマラウイ政府、そしてザンビア政府、この三つの政府の合意を得て構築されたイニシアチブでございます。2012年の2月になりますけれども、モザンビークのアリ首相が日本を訪問された際に、首脳会談におきまして、野田総理に対し、本事業支援に関する要請をいただきました。このように、モザンビーク政府としての優先度も高い案件となっております。

これは先ほど見ていただきました地図になります。ナカラ回廊が真ん中にありまして、モンテプエス回廊とつなぐ道路になっています。

事業の概要ですけれども、モザンビーク国北部のニアサ州マンティンバと、それから同州のリシングの間の国道150キロになります。マンティンバは国境に近いところでありまして、リシングは標高が千数百メートル、1,200メートルほどありまして、交通量も比較的多いところとなっております。そこでの農業開発というのが期待されております。輸送量の増加及び物流の改善を図りまして、よってモザンビーク、並びに国境を越えた広域経済の活性化、そして住民の生計向上、及び貧困削減に寄与することを目的としております。今回のプロジェクトは、先ほどの地図で申しましたけれども、アフリカ開発銀行との協調融資となっております。事業の実施機関は道路公社、借款の対象といたしましては土木工事、道路の舗装、現在ほとんどが土になっております。それから、橋梁の架け替えが2カ所ございます。リシング、それからマサングロという村がございますけれども、その間の約85キロを日本、JICAの対象区間として想定させていただいております。他にコンサルタントサービスを含めております。

実施のスケジュール、予定でございますけれども、今年度内のE/N締結及びL/Aの調印をさせていただきまして、できれば2017年の事業完成を目指したいと考えているところです。JICAの協力準備調査は2010年2月に完成いたしました。

これが先ほどの地図の拡大したところになります。上、北のところにリシングというところがございまして、ルアンバラ橋、それからルテンベ橋、それからマサングロというところがありまして、ここの赤いところがJICAの支援区間になります。約85キロになります。そして、緑の破線がマサングロからマンディンバということで、ここがアフリカ開発銀行の支援区間となっております。モザンビークのほとんど西の端のところですよ。国境にかなり近いところを南北に通る150キロの道路になります。西側、左側がマラウイという

ことになっております。

先ほどの地図のところでありました赤いところの地図上にプロットしました状況、写真を全部で12枚用意させていただきました。リシंगाからマサングロの間の状況でございます。今年の6月に、私も含めまして調査団で現地に行かせていただきまして確認しているところでございます。左側の1番がリシंगाの町の風景でございます。2番がこの道路のリシंगा側の入り口、起点になっているところです。メンテナンス等を道路公社が行っておりますので、その看板というのが設置されているのが左側でご覧いただけるかと思えます。道路はこのように土の道路がほとんどとなっています。意外と幅員が広いというのが最初の印象でございました。道路と車の間隔を見ていただければと思います。

ちょっと行ったところで、自転車を見まして、炭を運んでいる方がいらっしゃいました。4番目のところとほとんど同じ場所ですけれども、幅員はこのように広いところになっております。5番のところで写させていただいたのは、この地域の普通見かける現地の方の家の様子を撮らせていただきました。ほとんどがこういう藁葺の屋根で土の壁となっているところが多くて、ほとんどがこういう家でございました。アフリカでもトタンの屋根とか、そういうのを見かけることが多いかと思えますけれども、先ほど申し上げたモザンビーク北部という内戦の影響等がございまして、非常にそういう点での遅れというのが問題なのかなという印象を受けたところでございます。

6番のところで写真にあるのはトラックなんですけれども、タバコというのはリシंगा、この近くでタバコ栽培を行っておりまして、そこで収穫されたタバコの葉っぱをトラックで運んでマンティンバ、先ほどの国境と申し上げましたけれども、国境を越えてマラウイのほうに輸送するトラックでございます。行くときは葉たばこを積んでいて、帰りは空荷でまたリシंगाに戻ってくるというようなトラック輸送をしているところです。

先ほど申し上げた橋が、2カ所架け替えがあると申し上げましたけれども、7番がルアンバラの橋になります。左側、よく写っておりませんが、旧道がございまして、今使っているのはこの橋です。今回の計画ですと、写真でいうとこの手前、右側に10メートルほど離れたところに新しく橋をかけよう。老朽化した橋のかわりに新しい橋を、もう少し右側のところにかけてようというふうに考えております。それで、ポットホール等がありまして、それから路肩がつぶれているようなものが右側にあります。老朽化したルテンベ橋というものもございます。最後のマサングロ集落、それからマサングロの集落の方々とお会いすることがありましたけれども、日本がここの道路の改修を行うということは集会があ

って聞いているということをおっしゃってございました。

工程の案とそれから助言の内容ですけれども、今回委員の皆様には環境レビューの方針等教えていただければと思います。それから、環境カテゴリーの分類としては、カテゴリーはA、道路セクターで、それから影響を及ぼしやすい特性といたしまして移転の予定がある世帯というのが約300世帯あるという報告を受けております。適用される環境ガイドラインとしてはJICAの2010年4月のガイドラインを適用させていただきまして、ワーキンググループを9月10日、それからアプレイザルとして審査ミッションを9月下旬から10月上旬にかけて派遣させていただければということを想定させていただいております。レビューの方針ですけれども、環境の許認可といたしましては、EIAの報告書ですけれども、今年の3月9日にモザンビーク国の環境調整省から承認を受けております。

それから、汚染対策ですけれども、確認済みの条項といたしまして工事中の段階では大気汚染は最初実施して影響を最小限にとどめること。騒音は工事の時間制限、それから道路、病院等の周辺には防音壁等を設置して影響を緩和する。また、地形変化については、緩和地等の設置で侵食を防ぐということです。

それから、供用後におきましての需要予測、大気質については、二酸化窒素は日本の基準を満たす見込みとなっております。騒音についても日本基準を満たす。確認事項としまして、工事中には周辺の水質に関する影響の緩和策を確認することと、それから供用後につきましては大気質、NO₂以外の項目についても確認すること。

自然環境面ですけれども、事業の対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しません。自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定されております。

これが最後になると思いますけれども、社会環境面におきましては、先ほど申し上げましたとおり306世帯の移転を伴うと想定されております。モザンビーク国政府、それから世界銀行のセーフティ・ポリシーに基づく補償が行われる予定です。

確認事項といたしましては、移転が必要とされる被影響世帯数に加えて、面積、移転者数、補償、支援内容の詳細、それから用地取得の実施体制やスケジュール等について確認したいと考えております。

最後に、その他のモニタリングですけれども、本事業は道路公社、それからニアサ州の環境局職員等により新たに構成されます環境モニタリングユニットが、用地取得、住民世帯の影響、進捗、大気汚染、騒音への影響、廃棄物管理等についてモニタリングをする予

定でございます。要確認事項といたしましては、モニタリングの詳細な項目・頻度・方法、それから参照する基準を確認するということを確認事項と考えております。

急ぎ足になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○村山委員長 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

○長谷川委員 時間軸で混乱しているところがありまして幾つか質問させてください。アフリカ開発銀行との協調案件ということなのですが、アフリカ開発銀行の分はどのくらい進捗があるのか。それから、JICAが2010年2月に協力準備調査をやったということなのですが、ここまでの段階では環境配慮的な何か、EIA等も含めてやられたのかどうか。それから、一番最後の環境レビュー方針の中に、今年の3月にEIAレポートが承認を受けているということなのですが、これはだれがやって、その場合カバーされたのは協調融資しているアフリカ開発銀行の分もあわせてやったのかどうか、それらがどう整理されているのか。聞かせてください。

○倉科 ただいまの長谷川委員からのご質問に対して、質問どうもありがとうございます。まずアフリカ開発銀行との今回連携案件ということですが、まさに同じタイミングで同じ内容の調査を行っているところでございます。今回我々は先ほど6月に行ったと申し上げましたけれども、そこでもアフリカ開発銀行のメンバーと現地でお会いさせていただきまして、同じ区間の、今緑色で表記した区間の調査を同じように、どういうタイミングで実施にもっていかうかというようなことを打ち合わせさせていただきました。シチュエーションは全く同じ、これから工事に入っていくというタイミングでございます。

それから、EIAですけれども、今回のEIAは、アフリカ開発銀行の対象区間も含めております。プロジェクトとしてリシンガからマンティンバまで、これをつなぐということで、先ほど申し上げましたマンティンバというと国境になりますけれども、ここまでつなぐということで経済効果も発揮されるだろうということで、ここまでを一つのプロジェクトという形で、今回考えておりまして、それでこの案件のタイトルをマンティンバーリシンガ道路というふうにさせていただいているところでございます。

それから、前回の協力準備調査が終わった後ですけれども、このEIAは、南アの現地のコンサルタントに道路公社が発注をしてつくったものです。ですから、2010年の調査が終了した後に、その計画に基づきまして先方政府、道路公社がコンサルタントに発注をして、作成させたものがEIA報告書ということになっておりまして、その承認が先般終わ

ったということになっております。

○長谷川委員 2010年2月に協力準備調査が終わったということで、通常協力準備調査をやるときに、環境配慮面も何がしかやるというふうに私は考えておったんですけども、ここまでの段階では何もやらずに、ここまでのものをもとにして環境配慮にかかった、こういうことですか。

○倉科 もちろんその中で2010年F/Sの中でどれくらいの線形、線形にかかるのはどれくらいの住民数があるかとか、そのようなことをやっております。ただ、EIAそのものの自体は先方政府の事項ですので、その調査が終わった後に先方政府で実施されたこととなります。そのための準備とかお手伝いは、2010年2月までの間でJICAのF/S調査の中でも行っております。

○村山委員長 審査部に伺ったほうがいいかもしれませんが、協力準備調査は前の審査会で議論していますか。

○倉科 そうです。ですから、スコーピング等はこういう助言委員会、こういう審査会の中で検討いただいております。

○村山委員長 その点についてはワーキングでも一度資料を出していただいて、以前どういう議論をしたかということを確認したいと思います。

それからもう一つ、協力準備調査でJICAがかかわったものについては、環境レビュー段階では確認を基本とするということになっていたと思いますが、今回は時間があいていること、それから以前の審査会で議論したという、少しイレギュラーな状況なので、今回助言をする、そういう位置づけになりますか。

○倉科 おっしゃるとおりです。

○松本委員 そのことなんですが、いいことだと思って実は質問を若干はばかったんですが、適用ガイドラインが2010年4月のガイドラインというところがよくわからなかったんです。つまり、審査会にかかっているということは、2010年の段階の調査は恐らく前のガイドラインを使われたんじゃないかと思うんですが、しかし、今回のレビューは2010年4月のガイドライン、もちろんこれは2010年4月を使っていたのはよいことではあるんですが、ただし、整合性のところからいくと、そのところはどのように整理をされたのかという事を伺いたいんですが。

○倉科 本件の要請が2010年の7月にモザンビーク政府からいただいておりますので、そのために、もう一度その要請に対してどのような環境社会配慮を行うのか。JICAとして

行うかということでもう一回検討させていただこう。そのときには一番最新のガイドラインを使いましょうということで考えさせていただきました。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

○作本副委員長 これはアフリカ開発銀行との協調融資ということでお伺いしましたけれども、このアフリカ開発銀行は環境社会配慮ガイドラインに類するものは持っていないということですね。ですから、世銀のポリシーを使う。さらにまたJICAのガイドラインを当てはめるといふ、そういうある意味では二重構造と考えていいですか。三つを当てはめる。どういう整理をされていますでしょうか。

○倉科 世銀とおっしゃったのは、もしかしたら社会環境面のところで我々は申し上げたのかなと思うんですけれども、当然アフ開もアフ開でガイドラインを持っております。ただ、補償についてはEIA上モザンビーク政府及び彼らの今までの類似案件等々があるかと思いますが、世銀を使うということが確認されております。

○作本副委員長 モザンビークはアセスも制度化されているんですね、国内で。

○倉科 ですから、既に道路だけでも2案件行っているということです。

○村山委員長 では、これで終わらせていただきます、どうもありがとうございました。

では、概要説明の最後になります、4番目のウガンダの第四次道路セクター支援事業（有償）の環境レビューです。では、ご説明をお願いいたします。

○川合 アフリカ部アフリカ第2課の川合と申します。よろしくお願いします。ウガンダ共和国の第四次道路セクター事業の案件概要説明を始めさせていただきます。

案件概要ですが、道路の舗装拡幅改良のプロジェクトです。プロジェクト地ですが、地図にあるとおり大きく二つに分かれております。ウガンダの南西のルワンダとの国境に接しているントウンガモーミラマヒルズ間と、西部にあるムジシ橋ーキグンバ間がプロジェクトの対象候補地となっています。このプロジェクトですが、アフリカ開発銀行との協調融資を検討しています。大きな第四次道路セクター支援事業という中で、円借款をどの区間に入れるのかということについては、検討しているところです。事業費であるとか、JICAが、例えば南の区間にだけ入れるのか、西の区間には入れないのかというあたりも検討中なので、審査の範囲についてもそれによって変わってくるということがあるかと思っています。

事業実施機関はウガンダ国道公社、実施スケジュールは2016年度の完工を目指しています。

協力準備調査ですが、JICAは実施していませんが、南の区間についてはAfDBの支援で、西の区間についてはウガンダ政府の自己資金で実施しています。

現場の様子、まずはントウンガモーミラマヒルズ間、南西のルワンダとの国境の区間の様子ですが、今は舗装されていなくて、土の道路、左上のような状況になっています。右上が国境付近ですけれども、国境の橋を渡るとルワンダ側は非常にきれいになっている、こういう状況です。西部の道路ですが、こちらも舗装はされていない、場所によっては勾配があったり、カーブがあったり、道幅が狭くなったりという状況です。ントウンガモーミラマヒルズ間も、ムジシ橋ーキグンバ間も、特に大型車両はやはり避けたい道ということで、特に雨期になると通行は困難になるというふうに言われています。

事業の背景ですが、ウガンダでは輸送全体の90%以上を道路に依存していることから、輸送インフラにとって道路というのは欠かせないものであるということです。ウガンダにとってのみならず、ウガンダは東から逆時計回りにいいますと、ケニア、南スーダン、コンゴ民、ルワンダ、タンザニアと国境を接していて、特にルワンダ、コンゴ民、南スーダンにとってはインド洋につながぐときに通る国際物流の要所としての役割も占めている。

そういった状況で経済成長に伴って車両登録数、通行量が増えているにもかかわらず、舗装率はまだ全然追いついていないという状況になっています。

本事業の対象区間も、非常に重要な区間ということで、国家開発計画やマスタープランの中で規定されているにもかかわらずいまだ舗装されていないという状況になっています。

我が国、JICAにとってもウガンダの援助方針の中で道路セクターを含む運輸交通セクター、インフラセクターは重点分野としていて、支援の必要性、妥当性は高いと考えています。

環境社会配慮面ですが、助言を求める事項は環境レビュー方針です。環境レビュー方針の概要は次のチャートからご説明します。環境カテゴリ分類については、大規模非自発的住民移転が予想されていまして、カテゴリAに分類されるということです。

適用されるガイドラインは新しいもの、今後のスケジュールですが、9月頭の全体会合で助言を確定していただきまして、その後JICA内、政府との協議を経て、10月に審査ミッションを派遣できればと考えています。

カテゴリA分類、カテゴリ分類の根拠はご説明したとおりです。

環境許認可についてですが、EIA報告書は作成済みで、JICAに提出されています。

要確認事項は、EIAの附帯条件等です。

汚染対策ですが、騒音、大気質、水質に関して、騒音に関しては作業時間の制限等で最小限に抑えるということ、大気質については散水を実施するという、水質については排水溝・カルバートの設置・改良を行い、影響を最小限にするということが確認されています。

その他、要確認事項としては、騒音・振動に対する緩和策をさらに詳細に、あるいは碎石地の位置、規模についても確認する。あるいは、植林計画の詳細についても確認することになっています。

自然環境面ですが、今回の事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域やその周辺に該当しないので、自然環境への望ましくない影響は最小限であると考えています。要確認事項は特にはありません。

社会環境面ですが、まず西側のムジシ橋ーキグンバ間、長い方の区間です、こちらでは約517ヘクタールの用地取得、9,005名の被影響者を伴う、南側のントウンガモーミラマヒルズ間では66ヘクタール、1,905名の被影響者を伴うということがわかっていて、これについてはウガンダ国法及び世銀のセーフガードポリシーOP4.121に基づく補償が行われるということになっています。

確認されていないこととして、被影響者数というのはわかっているのですが、実際に移転を必要とする人数であるとか、補償支援内容の詳細ということがわかっていないので、今後確認をします。あるいは用地取得実施体制、スケジュール等の確認をします。

最後モニタリングに関してですが、実施機関であるUNRAが用地取得、住民移転等々のモニタリングをするということになっています。モニタリングの詳細な項目・頻度・方法等々については、今後確認するという予定です。

私からは以上です。

○村山委員長 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

○松本委員 形式的な話です。今回環境レビューが多かったと思うんですが、最初にベトナムのハノイの3号線、それからモザンビークのマンディンバーリシंगाの道路、そして今回と、三つを並べてみますと、確かにレビューの方針概要は比較的似通ったフォーマットでわかりやすいんですが、実施スケジュールの書き方があまりに違っている。これは個人、委員ごとに違うかもしれませんが、私はハノイの最後の10ページにある審査スケジュールという、例えばこういうふうに書いていただけると、EIAが公開をされて120日の公開がここにあるんだとか、先方側のプロセスもわかるわけです。今回は全くスケジュー

ルが書かれていない、このウガンダの場合。そもそもEIAが完成してからあとの現地での公開はどうなっているんだろうとか、あるいは、ではEIAを公開した後のいろいろな議論ということもレビュー方針の中に入れて大丈夫なんだろうかというようなことが、こういう表があると、スケジュールがあるとわかりやすいので、できるだけこういう審査スケジュール、しかもこちらの審査、助言委員会、それに現地でのEIAやRAPの進捗状況や公開状況、これがわかるようなスケジュールを書いていただくと、議論するステージがわかるというふうに思いますので、ぜひそこはお願いしたい。

○川合 ご指摘ありがとうございます。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。

○鋤柄委員 2カ所あるというお話だったんですが、これは今のお話では両方とも円借款をするのか、あるいは片方にするのかはまだ決まっていないというお話です。一方で、2016年度の完工を目指すというのは、これはどちらか一方についての予定、短いほうについての予定なんでしょうか。それとも200キロも含めてのご予定なんですか。そこを教えてください。

○川合 完工に向けたスケジュールはあわせたスケジュールです。特にどちらが早いとか遅いということは予定していません。

○鋤柄委員 素人なものですから、できるのかというのがちょっと心配になっただけです。

○川合 ちなみに、西部の200キロの区間については三つに区間を分けて、それぞれ別のロットとして作業をしていく予定にしていますので、大体60キロ強ずつに分かれてやる。なので、200キロだと大幅に時間がかかるということはないという予定です。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。両方の区間併せて1万1,100人ぐらいでしょうか。相当な数だと思うんですが、今日お出しいただいている写真ではあまりそういうイメージがわからないんですけれども、どのあたりの地域に被影響住民の方がいらっしゃるのか、何か情報があれば教えてください。

○川合 今出している数字が移転者数ではなくて、畑とか、そういったものも入っているので、人がいなさそうな地域であってもそのカウントをされているという状況ではありません。正確な移転者数については、今後確認をします。

○村山委員長 EIAは行われているわけですね。情報はお持ちだということですか。

○川合 1区間については承認済みであるということが確認されています。

○村山委員長 多分詳しいことはワーキングでご紹介いただけたと思いますが、もし紹介がなければ委員から質問があると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、他にいかがでしょうか。

○作本副委員長 今この二つの道路なんですけれども、特に自然環境面では、その周辺にも国立公園等はないということで書かれているんですけど、今この地図を見ますと、これはどのくらいの距離を考えたらいいかかわからないんですけども、上の方の道路区間についてもナショナルパークがありますし、ミラマヒルズの南にもナショナルパークがあるということで、これはかなり、これはどのくらいの縮尺の地図なのかによって、周辺に自然環境の影響を受ける場所があるなしという判断をしているのかよくわからないんですけども。

○川合 正確な数字についてはワーキンググループの際に報告させていただきますが、周辺二・三キロのところにはないというところは、確認はしています。

○村山委員長 では、他にいかがでしょうか。

○佐藤委員 一つ簡単な質問なんですけど、特に雨期には通行が困難となっているとご指摘してくださったんですけども、この通行が困難というのはどれくらいの困難さなんですか。ぬかるんでしまうほどなのか、ある程度冠水してしまって、移動できないのか。どれくらいの程度のことか困難ということ。

○川合 冠水してしまうというほどではないと理解しています。

○佐藤委員 ぬかるみということですか。

○川合 はい。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。では、この案件についてもこれで終わらせていただきます。

では、先ほど少し進めましたが、スケジュールの確認をお願いしたいと思います。

○河添 では、先ほどの途中からですけども、8月31日、皆様のお手元のスケジュールの別紙1をご確認いただければと思うのですけれども、31日ですが、4名の方決まっております。鋤柄先生、大丈夫ですか。

9月3日ですが、アフガニスタンのカブールの首都圏緊急水資源、これが今、岡山先生、原嶋先生、日比先生です。あともう一方、作本先生、ありがとうございます。

その次に参ります。9月10日、今お話がありましたモザンビークのリシンガーマンディンバの道路ですけども、5名の方が決まっております。長谷川先生、平山先生、柳先生、

大丈夫ですか。

○平山委員 私は予定があります。

○河添 柳先生、長谷川先生は大丈夫ですか。

その次14日、バングラデシュのチッタゴン国道1号の橋梁改修です。作本先生、清水谷先生、田中先生、福田先生、作本先生、清水谷先生、大丈夫ですか。

○作本副委員長 できれば、21日のグループに移していただけますか。

○河添 わかりました。清水谷先生は宜しいですね。もう一方14日のバングラデシュの案件に回っていただける方がいらっしゃったら助かるのですが。谷本先生、ありがとうございます。

21日がアフガニスタンですけれども、これは石田先生、二宮先生、村山先生、今、作本先生が21日ということでした。一方で、アフガニスタンから決めましょうか。作本先生はアフガニスタンでよろしいですか。実は二つ案件があるのです、21日の候補が。まずアフガニスタンをかためたいと思うのですけれども、21日のアフガニスタンのカブール首都圏開発。

○作本副委員長 21日のもう一つの方はだれもいないのですね。そちらの方で私は構いません。

○河添 21日ですけれども、この二つのプロジェクトについて助言をいただきたいというスケジュールではあるのです。これは今から調整したいのですけれども、ちなみに21日ご協力いただける方はいらっしゃいますか。日比さん、ありがとうございます。もう三人なんです。実は、それが代替案なんです。第1希望は21日ではあるのですが、調査のスケジュールとか、できれば10月1日は全体会合をにらんで早目のほうがいいんじゃないかということなんです。21日は難しいようであれば、この中で決められないという感じですか。わかりました。では、21日、今、作本先生は24でも大丈夫ですか、ありがとうございます。これで決定です。では、21日のアフガニスタンは石田先生と二宮先生と村山先生、作本先生はベトナムですね。日比先生がアフガニスタンをお願いできるということですね。ありがとうございます。24日にベトナムの環上3号線を移します。ここで高橋先生、谷本先生、松本先生、作本先生、大丈夫ですか。よろしくお願いいたします。

あと10月のスケジュールですけれども、ご都合の悪い方はこの方でご確認されていらっしゃいますか。二宮さん。10月19日は難しいですね。あとご都合の悪い方はいらっしゃいますか。日比先生。

○日比委員 要確認なのですが、難しい可能性が高いです。後日確認して最終連絡させていただきますけれども、難しい可能性が高いと思います。

○河添 確認できたら教えてください。逆に10月19日都合のいい方がいらっしゃいましたら予め教えていただけますか。15日原嶋先生が入れば五人ですね。原嶋先生、19はなしということで、19日はまた後日でよろしいですか。では、19日はまた改めて決めるということで。

では、スケジュールの確認は以上でございます。

○村山委員長 それでは、休憩を入れたいと思います。4時半スタートで、よろしくお願いいたします。

午後4時23分休憩

午後4時30分再開

○村山委員長 それでは、時間がきましたので、再開させていただきます。

第4議題の助言対応結果報告ということで、今日は1件、バヌアツの国際多目的埠頭整備事業の環境レビューに関するご報告ということになります。では、最初に担当部からご説明をお願いいたします。

○奥田 それでは、東南アジア・大洋州部の遠山と奥田でございますけれども、ご説明させていただきます。

まず、お手元にお配りさせていただいております助言対応結果の資料に基づいてご説明させていただきます。案件のタイトルがこれまでお示ししていたものと変わっております。査時に埠頭の名前について、バヌアツ側からラペタシという名前が出てまいりまして、もともと別のスター埠頭という名前だったんですけれども、スター埠頭というのはオーストラリアから押しつけられた名前だということで、地元の言葉でラペタシという名称を使いたいということでしたので、それを採択させていただいて、ラペタシ国際多目的埠頭というふうに名前がかわっております。

本事業は、今年の4月9日から12日にかけて審査を実施いたしまして、5月23日に審査の結果を受けて日本政府がバヌアツ政府との間で交換公文を締結しております。その後6月13日にJICAで先方との間で貸付契約締結を行っております。審査に当たりまして、バヌアツ政府との間で環境管理計画や環境モニタリングを含めた環境社会配慮につきましてバヌアツ政府との間で協議を行いまして、必要な事項の確認をしてまいりました。

また、審査に先立ちまして、今回助言をいただいております協力準備調査、昨年の10月

から12月にかけて実施しておりますけれども、その協力準備調査の最終報告書を、いただいた助言を反映いたしまして、最終的に完成させまして、JICAのウェブページ上に公開させていただいております。

本日は、最終報告書の取りまとめに際して、またバヌアツ政府との協議において、先生方からいただきました助言に基づいて対応した結果につきまして、この資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず助言をいただきました助言の中で、大きく三つに分けて整理させていただいておりますけれども、まず1点目は環境モニタリングの計画についてでございます。2点目が水質汚濁、廃棄物管理についての施設の計画についてでございます。三つ目がバヌアツ政府への提言事項という形でまとめさせていただいております。

まず、1点目のモニタリングについてでございますけれども、いただきました助言では、まず工事期間中や供用後のモニタリングに、ジュゴンですとかウミガメがこの対象の海域にいるんですけれども、これを対象種として含めること。それから、サンゴ礁がある"Most important coral areas"という地域を我々調査の中で設定しておりますけれども、その地域を対象に事業が完成した後もスポット調査を継続して実施していくことというご提言をいただいております。これらにつきましてはモニタリング計画に含め、最終的な計画として完成したものを最終報告書の中に記載しております。そのモニタリング計画につきまして、バヌアツ側の実施機関との間で審査のときに合意をしております。

それから、2点目の水質汚濁と廃棄物管理でございますけれども、こちらも助言では対象の埠頭から出る排水に関しまして、必要な浄化槽ですとか、それから排出トラップといった施設を設置することというご指摘をいただいておりますけれども、これに関しまして設計の中に入れるということで、報告書に盛り込みまして、かつバヌアツ側と合意をしております。浄化槽に関しましては、ご指摘ではADBによる整備計画と同じものとなっておりますが、我々その隣で無償資金協力事業を実施しておりますけれども、無償資金協力事業の中に、日本の基準に合致したもの、つまりADBの計画よりもさらにレベルの高いものを既に設置しております、それと同等のものを入れることを考えております。

それから、3点目のバヌアツ政府との提言でございますけれども、これに関しましては、いただきました提言は結構数が多くございますので、大きく四つに分けて整理をさせていただいております。まず1点目が、インフラ整備計画ですとか、観光開発、環境保全といった計画の相互の融合性を図ることということと、それからそれぞれ全国レベルから末端

の今回対象となりますポートビラ湾周辺のインフラの整備計画までを、つまり上位計画から下位計画まで、段階的に策定をいくべしという助言をいただいております。

それから、2点目は、ポートビラ湾の持続性のある湾内利用計画の策定をしていく必要があること、そのための共通の環境管理計画とか、モニタリングを含むプラットフォームを形成していくべきではないかといったようなご指摘をいただいております。それから、3点目は他ドナーでございますけれども、具体的にはADBなどのドナーが同じ海域で事業行っておりますけれども、ADBなどの他のドナーとの間で、この対象湾内の持続的な利用の促進に向けた連携に係る協議をしていくこと、それから、4点目は、人材の育成、特に環境保護行政にかかわる当局の人材の育成や組織の機能強化に向けた具体的な計画ですとか、支援を行っていくことというようなご指摘をいただいております。

今回いただきましたご提言につきましては、最終報告書の9章が提言の章立てになっておりますので、その提言の中に盛り込んでおります。それから、バヌアツ側との協議の中では、まず上位計画の必要性ですとか、それからさまざまな同じ海域での事業に関して複合的な環境への影響が出るといった点はバヌアツ側も理解をしております、一応国家レベルの計画ですとか、それから組織に関しましても、一応組織横断的な環境保護委員会とか、それから首相府の中にこういったインフラ環境を横断的に扱う部局がもう既に設置をされております、これは、去年設置されたということですけれども、一応体制としてはそういった横断的に援助の事業を見ていく部局というのがもう既につくられている状況でございます。ただし、これらを実際に運営していく、もしくは環境管理をしていくための人材が不足しているという状況は否めませんので、そちらにつきましては今後JICAから必要な支援について、継続的な協議、話し合いをしていくといったことを先方政府との間で、文書で確認をしております。

それから、ADBなど他ドナーとの協議でございますけれども、JICAは昨年から対象地域のドナー会合に招待されるようになりまして、JICAやADB、世銀等が参加する七者会合というのがございまして、そちらや、それからインフラ整備にかかわるドナー協調の場があるんですけれども、そちらにも参加するようになっております。それから、ADBとの間では個別に毎年リトリートを、こちら去年から開催するようになりまして、そういった場で緊密に情報共有を図っております。

ご指摘いただいているこの湾における持続的な利用ですとか、それから我々の調査の結果を共有するといった点に関しましては、今年の7月に開催されまし七者会合ですとか、

それからインフラの整備にかかわる定期会合の場でADBとの間で個別に協議を行いまして情報共有を図るとともに、今後湾の持続的な利用に関して連携していくということで、基本的に合意をしております。

今後JICAといたしましては、この事業の実施にあわせて継続的に環境管理計画ですとか、モニタリングが計画的に計画どおりバヌアツ側によって実施されるかどうかにつきまして、注意を払っていきたいと考えております。

また、いただきました提言が、先方政府に対して行った提言が、実質的なものとなっていきますように、引き続きバヌアツ政府ですとか、それからADBなど、他ドナーと協議を続けていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○村山委員長 それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

○長谷川委員 最後に引き続き先方政府と協議を続けていきたいというふうなコメントがあったんですが、我々が出した助言の数が、この番号を追っていきますと一番大きいのが31というのがあります。少なくとも31ぐらいは出していて、今回結果としていただいたのが勘定すると15ぐらいあったんです。そうしますと、残りの十幾つは、今おっしゃった今後の協議の中でさらに確認をしていく、こういう位置づけで理解してよろしいんですか。

○奥田 番号としてここから抜けているものに関しましては、報告書に反映するようというご提案をいただいたものでございまして、そちらにつきましては既に反映をしております、前回の総会の中で対処方針のところでご説明させていただきました。従いまして、今回はその後審査にいきまして、審査で確認したことを中心にここに載せさせていただいております。

○村山委員長 そうすると、今日出てきていない助言については、もう既に報告書の中で反映されている。

○奥田 そのとおりでございます。

○村山委員長 今後の課題として残っているものはこれ以外にはないということですか。

○奥田 そうです。

○村山委員長 いかがでしょうか。特になければ、この件はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。第5番目がワーキンググループ会合の報告及び助言文書の確定ということになります。最初の三つが会合の報告と助言文書の確定、4番

目は継続審議の課題ということです。では、順番に進めたいと思います。まず、インドネシアの案件について、こちらは主査が長谷川委員ですので、まずご報告をお願いいたします。

○長谷川委員 事前に皆様へJICAの審査部からいった資料がパワーポイントのものとしてあったと思うんですが、これはインドネシアで新しい港をジャカルタの近くにつくるという案件です。現在タンジュンプリオクという港があるんですけども、その辺が手狭になったりということで、新しい既存の港からおよそ60キロ東の方に行ったところにつくるという計画です。チラマヤという海岸の地区につくることになりまして、幹線道路からアクセスとして30キロ南から北のほうに既存の道路の位置に新しい道路を整備することもあわせてやっていくというふうな内容のものです。

フェーズ1、フェーズ2というふうに実は分かれておるんですけども、今回助言の対象になったのは2020年を目標年次とした短期フェーズ1の方でございました。

代替案として、例えば港の位置をどこにするのかとか、あるいはアクセス道路をどういうルートで計画するのかとか、あるいは道路そのものを高架にするか盛土にするかというようなところは、マスタープラン、それからプレF/S等でやられてきたということで、それを踏まえてワーキンググループを7月2日に行いました。

今ここで見てもらっている助言案なんですけれども、各委員相当熱心にやっていただいた結果、この番号では41の助言にまとめさせてもらったんですが、90近くの質問も含めたものが出てまいりました。かなり具体的な助言もいただいておりますので、なるべくそういったところも反映させながらまとめてみたんですけども、それでも41ぐらいということになっております。

2ページのところ、最初のところ、全体事項ということで、港をつくる場所に至るまでに近くに工業団地があるということで、その製品をこの港を今後使いながら物流させるというふうな目的もあったものですから、その辺の既存の工業団地あるいはこれから増設されるであろう工業団地との関係性を明らかにすること、というのがございました。

それから、2番目として、主に漁業を営んでいるような人たちがいるわけで、そういったところへ港をつくるということで、影響を受ける住民の人たちに対して、どんな生活の維持方策を打つのかということが二つ目にありました。

それから、全体の調査結果を見たときに、雨期と乾期、満遍なくやろうとしているかどうかということで、ちょっと偏りがあったので、乾期も雨期もというふうに3番目で助言

をしております。

それから、4番目以降が代替案の検討です。いろいろな代替案が既に検討されてきてはおるんですけれども、4番目あたりはその代替案の比較のところで、もう少し曖昧さが残っているんじゃないか。今後のEIAでその辺もしっかりやってほしい。5番目あたりは代替案の中でも道路のアクセスのところですよ。それから6番目は道路構造なんかも入っております。

7番目は代替案の中でもアクセス道路に絡むものなんですけど、光の害というふうなものも最近注目されていまして、道路を通すところが米作地帯なものですから、そういった作物への影響も考慮してほしいということです。

8番、9番目あたりは、同じ代替案の中の潮流にかかわってどうか。海岸線への影響がどうか。漁業への影響がどうかということ、それから自然環境の中では、9番にありますサンゴ礁への影響はどうかという、もう既に代替案検討は一応なされておるんですけれども、EIAを本格的に行う中で、もう一度代替案というものをじっくりと検討してほしいというのが4番から9番目のあたりです。

それから、10番目以降です。これはより具体的な話になって参るんですけれども、10番目では、港をつくるということは当然そこを供用時に船が運航するということで、そのときに油等の排出によってどうかという話、それから、11番目は、先ほどもちょっと出ましたけれども、サンゴ礁への影響がどうか。底質がどうか。それから13番目は排出ガスがどうか。それから14番目は昨今の東日本の災害等もあったものですから、こういった港をつくる上でその地域は地震等の災害にリスク的にはあるのかどうかというあたりも触れてほしい。

16番は、それを受けて、そういった災害が起こったようなときに安全教育、これは自然災害ばかりではなくて、運航上の災害ということも含まれているかと思うんですけれども。16番目は、これもやはり港ができて大型船が運航したことによってさまざまな自然環境への水産資源も含んだもの、それから漁業への影響もしっかりやってほしいということです。

17番目は、浚渫をして航路を確保するというふうなことがあるんですけれども、その浚渫した土を捨てる場合に、漁業への影響、あるいはサンゴ礁への影響がないようにというふうなところを具体的にアからウまでしたものです。それから、18番目は、浚渫された土がもっていかれた先でどうかというのが17番目だったんですけれども、今度は浚渫そのものの影響もしっかり調べてほしいというのが18番にございます。

19番目は、埋め立てをする場合、土をもってくる先で影響がどうかということをしかり見きわめてほしい。それから、20番目は、貨物というものがあって、船舶が航行することについて、どういうふうな状況になりそうか。これもしっかりと定量的なものも含めて把握してほしいということです。

21番目は、スコーピングの中で予測手法、評価手法というものが提案されておったんですけれども、どれが予測の手法で、どれが評価の手法かというのがよくわからなかったり、それから、評価をする場合、どういうふうなものをもとにして評価までもっていくのかというところが少し見えていなかったもので、こんなことを助言しております。

それから、22番目以降は自然環境、公害、こちらの配慮事項について、サンゴ礁もあれば、それから道路の話もあれば、底質の話、それから海岸侵食、それからマングローブというものもサンゴ礁と同じく重要な資源としてあるものですから、それへの影響もしかり調べてほしいというふうなことです。

28番目は、船が外から入ってきて向こうで積んだ水、バラスト水という形でそこへまた垂れ流していく。中に入っている外来種の影響が大丈夫か、あるいは防止策は大丈夫かというあたりをしかりやってほしいということです。

29番以降は、社会面への配慮事項を並べているものです。先ほども出てきましたけれども、影響を受ける漁業者、それから逆に港がつくられることによって利益を受ける、そういったセクターとの間の利害対立についても十分配慮してほしいということです。

30番目もサンゴ礁に絡んだ漁業への配慮、それから31番も同じように漁業する場所がなくなることへの補償の話として、あるいは生計回復計画をしかり立ててほしいということです。

32番目は漁業そのものへの影響です。いろいろな形であの場所は漁業をやっているんですけれども、その漁業へ港がつくられることによって細かなところでさまざまな影響があるだろう。モニタリングも含めてしっかりとフォローしてほしいということです。

33番目も全く漁業ができなくなった、そういう場合はどういうふうにするんだというふうなところを分析してほしいということです。

34番あたりも生計回復にかかわることです。補償義務については、ガイドラインとの関係もあるんですけれども、インドネシアの国自体が法的に至らないところはガイドラインを踏まえて十分やってほしいということ、それから36は宗教的な配慮をしてほしい。それから、37番目は、今度は港ではなくてそこに至る道路によるコミュニティの分断、これに

ついてもしっかりと見ていってほしいということが社会配慮面です。

それから、38番がステークホルダー協議、情報公開というふうなことなんですけれども、これまでステークホルダー協議があったんですが、その中に①から③への懸念の意見が出ておりました。これについて、忘れずにしっかりとEIAの中で応じていってほしいというふうなことです。

それから、39番目は、これもアクセス道路、それから港の後背地の部分の港湾施設にかかわるような、あるいはその後背地で養殖魚をやっている人たちとの対話が、アからイにあるようなことをしっかりと踏まえながら今後も続けていってほしいということです。

40番目はステークホルダー協議全体の開催場所とか時間とか、より実りあるステークホルダー協議をやるための工夫をこのようなことに配慮しながらぜひやってほしいということです。

それから、最後その他、他に入りようがなかったので41番あたりに一応もってきているんですけれども、全体的な漁業権の話です。これについて、利用許可というふうなことも含めたいろいろないい方向へもっていくための対策もぜひ検討していってほしいということです。

忘れたんですが、17番目で修正がしてありませんけれども、17番目のアとイは、何々することということで終わっているんですが、ウだけが「度合い」ということで終わっているので、ここには「度合いを調査すること」ということを最後に追加で入れたいと思います。

以上です。

○村山委員長 それでは、助言案について、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

○米田委員 助言の5番なんですけれども、「工業団地等の関係等」と2回「等」が出てきていることも含めて、意図するところは何なのかというところを教えてくださいませんか。

○高橋委員 5番は、私、高橋が出しましたので、私からお答えします。アクセス道路が何本かあるんですが、このアクセス道路の比較においては、ジャカルタの混雑の緩和という観点から、例えばジャカルタに近いかどうかということで比較がされておりました。それよりも、むしろ既存の工業団地も含めた、そういったこの道路を利用する関係、それは既存工業団地だけではなく、将来計画も含めてですが、道路を利用する対象、そういうところとの関係、そして「等」が二つ出ておりますが後半の「等は」特に意味ありませんが、

位置ですとか、あるいはそれを利用する、混雑、必要性とか、そういうところをこの比較、マトリックスみたいなものがあつたんですが、そういう中に入れて比較をして、点数づけをするならするといったようなことをしてほしいという、そんなことです。

○米田委員 そうしますと、実際に既存の工業団地の方が使われるようにしたほうがいいのかという意味ですか。

○高橋委員 この比較表には工業団地は出てはいなかったんですが、実際にこの道路の港湾の必要性もジャカルタの混雑解消といったようなことがありますから、それでジャカルタから遠ければいいということではなくて、逆に工業団地に近いかどうかによって、あるいは工業団地の利用性によって、港湾の位置あるいは港湾はもう既に前回の調査で位置は決まっているようですが、アクセス道路についても、工業団地との取り付けがどうなのか。それによって混雑の度合いも変わってくるわけですから、そういったことをきちんと考慮したうえでアクセス道路の場所なども検討してください、そういう意味であります。

○村山委員長 文言としては特に修正は必要ないということによろしいですか。

○高橋委員 両方「等」があつてあれでしたら、既存の工業団地の関係等ということで、後ろの方の「など」を残して、前の方の「など」は消してください。

○村山委員長 「等」は後ろを生かすということにしたいと思います。他にいかがでしょうか。

○原嶋委員 二つありまして、一つは些細なことなんですけれども、35番の不法居住者とあります。不法という言葉はガイドラインではたしか使われていないので、非正規のほうがよろしいのではないかと思いますので、ご確認をいただきたい。これが1点です。

もう一点は、41番目にありますけれども、漁業権の配分の問題で、これはプロジェクト自身の問題で、漁場が喪失して、既存のいわゆる広い意味での漁業権が失われ、なくなってしまうということがある程度31や32などを読んでみると読み解けるんですけれども、そうなってくると41の権利の配分や利用許可等の緩和策というのは、これは具体的にはどういうことを指しているのか。特に緩和策という言葉が、またミティゲーションの訳をそのまま使われているのでしょうか、ちょっと馴染まないような感じがする。

そもそも既得の、広い意味での漁業権が失われるのであれば、これは当然補償とかきちんとしたことが必要ですし、31、32、あるいは33もそれに関係しますけれども、との関係で読み解けないんですけれども、教えていただけますか。

○佐藤委員 41番回答させていただきます。

ワーキンググループの中で議論をして、JICAサイドから公の中での漁業権のことについては明確なものはないというご指摘があったわけなんですけれども、もしかしたらそういう法的なものであったり、みんなが共有されていない中でも漁業権のお互いの使い分けみたいなものがあるかもしれないということで、明確なものになっていないことも含めて漁業権、どういう人たちがどういうふうに漁業をしていて、そこで利用しているかということについて確認をして、それに関して緩和策を検討するという、まさにミティゲーションのことであるわけなんですけれども、実際問題として、これは本当にあるかどうか不明確であるということなので、実際に調査をしていただいて、配分等についての検討を提案しております。利用許可という言葉なんですけれども、まさに実際これはこの港をつくることによって漁業をできる場所が制限されてしまいますので、そこについての緩和策を検討していただきたいということ。実は文章どおりだとは思いますが、問題ないでしょうか。

30番から32番、これは石田委員のご指摘です。

○原嶋委員 31や32を拝見していると、この事業によって漁場や、漁場が喪失されたり、漁業機会が失われるということは事実ですね。

○佐藤委員 そうです。実際にそこで海流の流れが変わることも想定されていますし、そこでサンゴ礁、底生生物等の調査も必要だということは指摘があったと思うんですが、実際浅瀬のところも結構ありますので、そこの中での漁師が実際にこの水利用に関する権利等を損なう可能性も十分ありますので、それに対しての緩和策を検討していただきたいという、そういう旨です。

○原嶋委員 場所も、そういう意味では社会影響の感じもします。

○佐藤委員 そうかもしれません。

○長谷川委員 石田委員が31から33ぐらい、非常に詳しく、具体的に書いているんですが、佐藤委員の41番を見たときに、もちろん石田委員のものとオーバーラップするところはあるんですが、石田委員の方が対症的な、いわゆる補償というところに特化しているのに比べて、佐藤委員の方は制度そのもののありようがどうなっていて、制度の面で何か対策がとれないか。権利というものを持ち出して、そこでちょっと視点が違うかなということで、あえてその他で残させてもらってはいるんですが。そういうことですか。

○佐藤委員 そのとおりです

○村山委員長 先ほどご指摘いただいた35番については、今、確認したんですけれども、

ガイドラインでは非正規居住者という文言になっています。現地ステークホルダーの定義のところでそういう記述がありますので、これは非正規居住者というふうにしたいと思います。では、他はいかがでしょうか。

○柳委員 先ほどの41の利用許可と緩和というのは、言葉としてよくわからない。これは調整とか、権利の調整の話ですね。何か用語を少し修正されたほうがよろしいかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○村山委員長 具体的に何かご提案はありますか。

○柳委員 ですから、利用許可等の権利の調整を検討すること、そういうふうにしたほうがいいと思います。権利の調整について検討することでもいいと思います。

○村山委員長 緩和策を検討することを、権利の調整を検討するということによろしいですか。他はいかがでしょうか。

○佐藤委員 実際この言葉は、確かガイドラインの中のチェックリストの中に基づいて私質問させていただいたんですけれども、そちらの方がわかりやすいと思いますので、修正したいと思います。権利の調整を行うことという形で対応させていただきます。

○村山委員長 それでは、他はいかがでしょうか。

よろしければ、今出てきた文言の修正をしていただいて、助言案の確定ということにしたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。2番目がアフガニスタンのデサブ南地区開発事業、道路整備事業のスコーピング案ということです。主査を鋤柄委員にお願いしております。

○鋤柄委員 本件につきましては、先ほどJICAの方から補足で資料を配っていただきました。たしか前回の全体会合のときに、上位計画との構造がよくわかりにくいということがありまして、ワーキングでもそれに関連する質問が相当な部分を占めておりました。今回お配りいただいたベン図といいますか、この図でかなりわかりやすくなったと思いますけれども、最上位にカブール首都圏開発マスタープランというものがあり、その中の地域計画という形でカブール首都圏開発というものがある。これにつきましては新都市全体IEEというものがもう既に実施されて終了しております。首都圏地域開発の下に、この辺ちょっとややこしいんですが、地区計画として初期開発地域と、地域と地区というのがちょっと難しいところがありますが、さっき配っていただきましたカブール首都圏開発の全体像という資料になります。

さらに、その中のPercel-1と称している部分が技術協力プロジェクトで支援をしている。この中の一部である道路事業についての検討をワーキングで行いました。この構造がなかなかわかっていなかったもので、大分回り道をしてしまった部分がありました。

この初期開発地域につきましてはやはりIEEが終了しており、その中の初期開発地区、Percel-1というものにつきまして、EIAとRAPが現在進んでおりまして、先ほどのスケジュールの調整でもありましたけれども、9月の21日にドラフトファイナルについてのワーキングが開かれるという経緯になっております。

そういう経緯を含めて、7月27日に、作本先生、田中先生、日比先生、平山先生、それに私でワーキングを行いました。

助言としては全部で19あります。先ほど申し上げましたような、上位計画との関係があるものですから、ちょっとこの助言について、（これは、もともとが諮問と答申という形になっていますので正式には答申です。）この答申の検討についての説明をつけております。どういうことかと申しますと、諮問されているのは道路事業についてですけれども、その道路事業は上位の開発計画とは不可分な部分があります。そのため、なるべく道路案件についての検討に集中するようにしたんですけれども、やや上位の計画に対する助言も含んでいるということです。

それでは、全部で19個ですけれども、ざっとご報告をいたします。まず、やや上位のデザブ南地域開発事業のIEEの結果の記述についてです。ベースラインと評価について、記述がわかりにくい部分がありましたので、評価の根拠等明確にしてわかりやすく記述していただきたいという助言です。

続きまして、全体に関する部分です。脚注にもございますけれども、本道路は工事用ということで始まっておりますけれども、最終的には幹線道路として使われるということですので、2番目の助言として、本事業の環境社会配慮については、アフガニスタン側が引き継いで実施していく、その工事についてもちゃんと引き継いでくださいということです。

3番目、IEAのTOR案ではベースライン調査とモニタリングについては強調されておりましたけれども、予測部分が不十分だったので、これについてはちゃんとやっていただきたいという助言です。

4番目、アフガニスタンのEIA制度、必ずしもJICAのガイドラインと整合していない部分がございますので、それについてはなるべくJICA側でも対策をとっていただきたいという内容です。

5番目、これについては戦争の影響等々もありまして、必ずしも機器類や人的能力が十分ではないので、なるべくそういうところへの協力もしていただきたい。6番目についてもそういう内容になっております。

7番目、道路事業としては代替案の検討等が入っておりません。それは先ほど申し上げましたとおり上位計画の一部として位置づいているので、そちらで幹線道路はここという決め方をされているからです。なので、そうした経緯についてもちゃんと書いていただきたいというのが7番目です。

8番目、これはステークホルダー協議のことですけれども、やはりイスラム教ということですので、どうしても男女が同じところに集まってというのが難しいということがあるかと思います。なので、女性だけのそういう協議の場をつくるとか、そういう方法を工夫していただきたいというのが8番目です。

続きまして、自然環境、9番、10番は周辺の保護区、生態系との関係について、距離ですとか、生態系間のネットワーク機能に関する影響というものを明示していただきたい、あるいは評価していただきたいという内容です。それに当たっては、調査の手法も示していただきたいというのが11番です。

12番目、やはりこういう乾燥地ですので、住民の方々が使っていらっしゃる水資源というものをちゃんとしっかりと調査して、損失がないように考えていただきたいというのが12番目です。

13番目は、これはその逆の排水路等々への影響も検討していただきたいということです。

14番目からは社会環境についてです。道路の周辺にはほとんど住民はおられないという記述でしたけれども、実際にはこの道路事業だけではなくて、上位の開発計画で移転をせざるを得ない方々もいらっしゃいますので、それを踏まえた記述にしていいただきたいというのが14番です。

15番目、必ずしも登記といいますか、先ほどございました非正規住民の方々もいらっしゃいますので、そういう方々へも配慮していただきたいというのが15番目です。

16番目、これは移転する際には共同体としてのまとまりに配慮してくださいということです。

17番目、これにつきましても、住民移転だけではなくて、さまざまな利用のあり方があられると思いますので、それについても対策をとっていただきたい。

地域に特化したものとしまして、18番目の遊牧でその地域を利用されている方がかなり

多いようなので、家畜との衝突等々、それについても対策を考えていただきたい。

最後19番目ですが、近くに文化遺産、といいましてもこれは昔から使っている水路ですとか、そういう生活にかなり密接したものが多いようですけれども、これについては専門家に意見を聞いて対策をとっていただきたいという内容です。

以上です。

○村山委員長 それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

○作本副委員長 私もかかわらせていただいた、15番と17番が、文章が似通っているということで疑問を持たれる方がおられるんじゃないかと思うんですが、15番は居住者が移転するような場合なんです。登記制度はそれほど普及していないだろうと、先ほどご紹介がありました。そのようなことから15番です。17番は文章が似ているじゃないかとおっしゃられるかもしれませんが、17番はむしろイスラム教徒ですからモスクとか、それにかかわる公共的な施設あるいは墓地、そういうようなのが17番です。用地取得がもし必要ならば、ということで含めているものです。15番と17番共通的にかかわるもう一つ表面に出ていないテーマとしまして、遊牧民があります。遊牧民はもともと土地登記していないだけではなくて、AからBの土地へ、BからCの土地へと家畜を連れながら移動するわけですが、そういう人たちを定住化させようということについても議論がワーキンググループでかかりました。その方法についてはなかなか政策レベルでかたまっていないということで、言葉としては遊牧民ということは出ておりませんが、この地区で重要なテーマだというふうに理解しております。

以上です。

○村山委員長 15番の無権利住民というのは、先ほどの案件の議論にも関係するので、これはガイドラインに出てくる文言でよろしいですか。ガイドラインでは非正規居住者という言葉が使われていますので、そちらでよろしいですか。もし特に違いがなければそういう表現で。もしこの言葉でしかあらわせないということであれば。

○作本副委員長 特になんていっても、ちょうどまたがる、間に置かれているのが、（東南）アジアと違って、まさに遊牧民なんです。遊牧民はもともと土地に対する執着とかそのあたりはないんじゃないかと思うんです。権利がある、なしなのか、先ほど不法ということもありましたけれども、そのあたりの理解を一面的にとらえてしまうのはなかなか難しいんじゃないかなと思って、用語にははっきりしたものを出せなくて申しわけありません。委員長のアドバイスに従いたいと思います。ガイドラインはそうにしていま

すということ。

○村山委員長 私自身は遊牧民のことをあまり意識していなかったですけども、もし必要であれば非正規居住者及び遊牧民でもいいかと思います。

○作本副委員長 そのようにしていただいて結構です。

○村山委員長 ただ、15番は用地取得や補償の話ですね。ここにも遊牧民は関係しますか。

○鋤柄委員 むしろそれは17番の方になりますでしょうか。

○作本副委員長 遊牧民はむしろ15番の方に考えていたんです。土地の権利のある、なしだけで一枚岩で議論できないだろうというふうに考えていたんです。むしろ17番は用地取得は起こり得るだろう。これも住民移転する、しないだけのテーマではなくて、モスクだとか、墓地だとか、そういうようなところの移転も当然入ってくるだろうということを考えた。もちろん都市住民ということを考えますと。そういうことで、こちらについては十分な対策を講じることということで、17番はむしろ非住民移転というような言葉であって、用地取得を行う場合全般について環境社会影響を考えてくださいという意味合いだったんですが。遊牧民はどちらかというと15番に含める。条文上は出ていないんですけども、私的居住者及び遊牧民ということでしたらこちらで。

○村山委員長 そうすると、用地取得や補償について、遊牧民も対象になる、そういう理解でよろしいですか。

○作本副委員長 そこで一つ抜けているのが、定住化政策をこの国がどう考えているかどうかということになってくるわけです。そこについて我々はアドバイスできるほど十分議論はまだかたまっていない。ただ、定住化させてくださいという意見がワーキンググループの中で出たんです。ですから、それを我々そういう政策を進めてくださいとも言い切れないものですから、そこでそのあたりが遊牧民という言葉をもっと使わないようにしたんですけれども。

○鋤柄委員 現状の案としては、無権利住民を非正規居住者及び遊牧民というふうに変えるというのが一つです。そうなった場合に、及びですから、用地取得の方法や補償について、それについては遊牧民の方にも社会配慮を行う。それで誤解はないような気はしますけれども、いかがでしょうか。

○作本副委員長 むしろ15番の訂正については、無権利住民及び遊牧民ということで、ここでカバーされるということだと思います。

○鋤柄委員 無権利住民を非正規居住者及び遊牧民というふうに変える。

○村山委員長 もし主査がそれでよろしいということであれば、その形で進めたいと思います。

○鋤柄委員 こちらでお願いできればと思います。

○村山委員長 では、他にいかがでしょうか。

○原嶋委員 簡単に、文言で幾つか気になったので確認させてください。まず7番ですけれども、線形・仕様等の線形の比較とありますけれども、線形がダブっている。項目10ですけれども、既存保護区・自然生態系・及び生息・生育する、つながりがちょっと、多分及びの前の「・」が要らないのかもしれませんが。確認してください。12番の事前配布資料と14番のスコーピング案というのは、これは配布資料の項目の名称と合っていないくて、どれを差しているのかわからなくなってしまうして、表紙です。どちらなのか、確認をしていただいて、お願いします。10番と14番で事業区域周辺というのと、本事業対象地域、言葉は同じことを差していращやるのか、言葉の整理だけ、今の点だけ確認してください。

○日比委員 助言10番のところは、ありがとうございます。及びの前の「・」を取っていただければと思います。それから、14番のスコーピング案というのは、確かにこの中でいう配布資料の1)に当たるかと思いますが、ただ、今思い出したんですけれども、助言案をつくる時に特定のページとか項目にはあまり言及せずにこれまで助言案をつくっていたような、そんなルールがあったかまでは定かではないんですけれども、あえてこのように何ページのどこどこで、というのは、これまであまり書かないようにしていたような気がしたんです。そんなことはありませんか。であれば、ここのスコーピング案のページ6というのは、配布資料1)のページ6ということになるかと思います。

○村山委員長 そうすると12番の表現と同じでよろしいですか、事前配布資料でよろしいですか。

○原嶋委員 事前配布資料も表紙の文言と合っていないんです。1ページ目に配布資料として二つあって、どちらを指しているかわからない。

○日比委員 カバーシートの配布資料に合わせる14番が配布資料1、ページ6ということになります。多分12番も同じ。

○村山委員長 12番も配布資料1)でよろしいですか。

○鋤柄委員 14番はその表現にあわせる。

○村山委員長 14番も配布資料1)。7番のご指摘については。

○鋤柄委員 後ろの「線形の」をとる。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。それでは、今の形で修正をして確定ということにさせていただきます。

それでは、3番目に移ります。次はインドのムンバイ・メトロ3号線建設事業環境レビューに対する助言案ということです。原嶋委員に主査をお願いしておりますのでご報告をお願いいたします。

○原嶋委員 それでは、お手元の資料に基づきましてご報告をします。

本ワーキンググループは7月30日に、石田先生、長谷川先生、松下先生、松本先生で開催いたしました。ただし、石田先生と松本先生はメールによる審議の参加ということでございます。

本事業は、インドのムンバイにメトロ、地下鉄方式で30キロ設けるということで、特徴としては、先ほどもありましたけれども、現地のEIAを引き受ける形で要請を受け入れるという事業でございます。大きな問題点としてはその点が1点と、もう一つは住民移転がかなり大きな規模があるということであります。

ページをめくりまして2ページ目に助言を4項目に分けて記載してございます。特に全体的な問題としましては、現地のEIAを引き受ける形で行っていくことになりましたので、とりわけ代替案の検討について十分かどうかということが一つ大きな論点となりました。文字通り3号線でございます、1号線、2号線は既に着工ないし計画が進んでおりますけれども、それらは高架方式でございます、それに対して3号線は、コストは高くつきますけれども、地下方式を選択するということで、こういった選択をしたことの比較検討がどのような形になっているかということを環境レビューの段階で詳しく確認することを助言として盛り込んでおります。大きな理由としては、高架方式にすると大変密集したところで、住民移転が桁違いに増えるということが大きな理由のようでございます。

ステークホルダーミーティングについては、既に何回か開催しておりまして、それらがJICAのガイドラインで要求している要件を満たしているかということが関心事でございます、さらにそういった中身がどのようなことかということについての確認と、今後被影響住民が確定して参りますけれども、その段階でしっかりしたステークホルダー協議を行ってほしいということが助言として盛り込まれてございます。

環境影響としては、幾つかありますけれども、一つは線形に直接またがる場合と周辺をとる場合とで、一つは9番にありますけれども、国立公園の近くを通ります。もう一つ

はネイチャーパークといわれているところの下を通ります。この二つが非常に大きなポイントでございまして、ネイチャーパークについては特に保護区ということではないようでございますけれども、土地利用上の規制についてもう一度確認するということと、環境影響について十分配慮するということを盛り込んでおります。

あとは、地下水への影響と建設残土です。取り出した土の処理方法について十分慎重な対応を求めるということを助言として盛り込んでおります。

社会影響としては、住民移転がかなり大きな規模で、世帯数でいいますと1,900世帯で、そのうち8割程度が非正規住民ということです。とりわけその中でも百数十世帯が今のところレスポンスがとれないという問題が非常に大きな懸念として上げられます。そういった大きな懸念の中で、松本委員からは、世銀の事業でムンバイで行われた住民移転の問題について、インスペクションパネルの先行事例があるそうでございまして、これから得られる教訓については十分配慮するように助言をいただいております。

先ほど申し上げましたとおり、まだレスポンスがとれない世帯とか、あるいは集団住民移転の移転先への影響といったことについて今後配慮するようにということで、助言を13から17にかけて盛り込んでいます。

概略は以上です。

○村山委員長 それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。特にありませんか。

○松本委員 メール審議だったためあまり議論の中に加われなかったんですが、やはり今日のもそうなんですが、環境レビュー方針についての議論が増えてくると、ちょっと注意しなければいけないと思うのは、例えばEIAのプロセスの中でこのムンバイを見る限り、かなり住民の意見を吸い取れていない。本来そうであるとするならば、ガイドライン上本来にそのEIAなりRAPなりというのがこのガイドラインを満たしているのかという議論にならざるを得ないところがあるわけです。ただし、この件については環境レビューの段階でさらにステークホルダー協議を求めて、それを事前に満たしてほしいという、そういう助言になっているわけです。なので、これもムンバイのを見ていて非常に思うのは、本来であればRAPや、あるいはEIAの段階で行われるべき適切なステークホルダー協議なり社会的合意形成というものはできていないというものを私たちが扱っているというのを、このムンバイの事業の中で私は非常に感じたので、これはまた他の委員の先生方とも共有をさせていただき、今後我々が環境レビュー段階でどのような助言ができるのかというのは、

課題が残っているように思いました。

以上です。

○村山委員長 今回の点については、今日概要説明をいただいたものにも関係するということです。他にいかがでしょうか。先ほどの案件もそうですが、かなり短期におまとめいただいた、1週間足らずですね。そういう意味ではワーキングの主査の委員の方々を含めて感謝を申し上げたいと思いますが、できればもう少し余裕を持って議論をさせていただきたいと思います。よろしいですか。それでは、この案件についてもこれで確定ということにさせていただきます。

では、四つ目に移らせていただきます。こちらについてはアヤゴ水力発電所の整備事業準備調査に対する助言案ということになります。前回の全体会合からの経緯を簡単に申し上げますと、まずはワーキングで全体会合の議論を受けて再度助言案をまとめていただきました。これについては、今日のご欠席ですが、石田主査の方でまとめていただいたということになります。その後メール審議を全体の委員で行ってきました。その中では、一つは鋤柄委員からご指摘をいただいたということがあります。これについては今日印刷をしていたいただいている助言案の中に含めさせていただいています。

それから、私のほうで簡単に気づいた点について若干の修正をして、今日の印刷のものになっているということになります。これに加えて、作本委員から追加の情報提供がありましたので、今日の資料の後ろの方に資料メモということでつけていただいています。これに対応して、JICAから追加の情報提供をいただいておりますので、これも最後の資料という形になっています。

加えて、作本委員から、今回かなり多様な助言の内容になっており、ある意味方向が違う助言の内容になっていますので、もう少しそれについて絞ったほうがいいのではないかなというようなお話がありました。それに関連をして、今日の資料では最初についていますが、委員長の名前でこの助言をまとめるに当たってということで簡単にまとめたものがついていきます。

簡単に紹介すると、この案件については、マスタープランの段階からかなり時間を割いて、この助言委員会の前身である審査会の段階から議論がされてきています。そういう点については、やはり助言とともにご覧いただいたほうがいいだろうということで、今日の資料では最初の紙の裏に関連する資料並びに議事録をリファーするというような形をとりました。それから、この間助言をまとめるかどうかということで議論をしたという経緯に

についても簡単にまとめさせていただきました。加えて、やはりガイドラインの解釈ということがかなり問題になりましたので、この点についても最後の段落で追記をしているということです。これが最初の紙の内容ということになります。

できれば、今日助言については確定をしたいと思っておりますが、作本副委員長から情報提供がありましたので、これについて簡単にご紹介をしていただいた後、JICAから追加の情報をいただければと思っております。

○作本副委員長 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

私自身はこのワーキンググループの一員ではないんですけれども、このアフリカの自然保護との関連でのプロジェクト頭の中から離れない案件です。そういう意味では、私はワーキンググループに入っていないということで勉強不足ということを前提に、資料をネットその他で調べた限りで気づいた点をお伝えしたいと思います。

この件に関しましては、もう既に石田主査がワーキンググループで取りまとめられたご苦労だとか、あるいはJICAさんから出していただいた補足の情報提供、ありがとうございます。村山委員長から、先ほどご紹介ありましたように取りまとめさせていただきまして、かえって混乱を与えたかのような印象を持っていますけれども、申しわけありません。ただ、私も不勉強ながら、幾つか感じたことを申し上げさせていただきたいと思います。

大きく二つあります。一つは、今日のこの全体会で、後でまた村山委員長からご紹介があるかと思うんですが、ワーキンググループから出されたものが、それイコール全体会議での意向なのかというところに、一つ我々委員の分布状況といいますか、考え方について、どういう位置にあるのか。はっきり自分で決めがたい、という方が多いのではないかと思いますけれども、全体会で議論したんですから、その結果としては、言葉は悪いんですが、分布状況、委員の考え方のどちらに傾向があるとか、そういうようなことも含めてJICA側に提出するべきではないかというのがまず一つ目です。

もう一つの今回のアヤゴ事業そのものについて、次の5点があります。一つは、資料にも入っている、8月6日のウガンダ国アヤゴ事業に関する資料メモ（作本）というふうにありますけれども、これの一つ目が、この案件自体がTICADⅣ、皆さんご記憶あるかと思うんですが、アフリカへの支援がしばらく前に議論されたことがあります。その後で北海道で、2008年ですけれども、サミット会議が行われたことがあります。ここで100億円ウガンダへのODA供与というものが話として上っております。そういうことで、他にもウガンダ大使からの報告等もありますけれども、アヤゴダムというのは、政府の合意というか、

これは当然なんですけれども、政府案件だからどうだと言われると私も反論のしようがないんですけれども、その延長線上で行われてきた案件であるというふうに感じます。

言いかえると、一定の予算の援助の枠の中でどういう案件を取り上げようかというふうに、逆に行われてきた。ボトムアップではなくて、予算ありきで行われてきた案件ではないかという印象を持っているわけです。

2番目のアイリーンエネルギー大臣からのコメントなんですが、これは比較的新しい情報なんですけれども、7月10日付のニューヴィジョンという新聞、これも新聞の傾向もわかりません。ですが、こちらではまだまだ3,885メガワットのエネルギー目標の達成、その途中にあるということで、今後もまたさらにダム開発は進められていくだろうというようなことを述べております。

他にも、ウガンダではエネルギー開発との関連で原発の開発も相当議論としては進んでいるということがありまして、原子力の平和利用協議会というのでしょうか、AECという、こういうようなところでも用地買収も11.5ヘクタール進んでいるという現状がウガンダにはあるそうです。直接かわりませんが、エネルギー開発にかなり本気であるというようなことがあるかと思います。

三つ目が、エネルギー鉱物資源開発省のドクターグマヨという人の論文がウェブサイトに乗っておりました。将来、2020年から25年に対してももうカラガラダムとマーチソン滝ダム、こちらも計画されている。ただ、私はJICAさんから資料をいただいておりますが、コンソリデーティッドバジェット、合同勘定という、会計用語はわかりませんでしたけれども、こちらのことでまだ（将来の）事業自体は確定していないんだというようなことがありますけれども、とにかく、ウガンダはエネルギー開発を、ダムを使ってさらに進めようという、増設計画は進んでいるのではないかというようなことがあります。

4番目、これはJICAさんが出されていた資料なんですけれども、ナイル赤道直下湖というのでしょうか、周辺国の送電線連結事業というのがあります。こちらで連結事業事前評価書というのでしょうか、こちらでほかのブジャガリダム、これは世銀等がかかわったのでしょうかけれども、こちらでは国内の電力不足はこのダムの完成によって解消するというようなことを述べているということがありまして、では、今回のこのアヤゴダムはどのようなかというようなことを疑問に思った次第です。

この送電線事業は、どちらかというと諸外国向けの送電線事業に、短い資料でありますけれども、見えました。ケニア、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ、こんなところへの送電線

建設も含めて進められている事業であるということを考えますと、国内での電力不足、これを解消するということを説明では聞いているんですけれども、これだけにとどまらないような事業である。売電が悪いのかということを私は特に、あえて言うつもりはありません。売電で他の国に電力を売って、自分の国の貧困問題を解決する。それも発展の一つの方法でありますし、それまで全く否定するつもりはありませんけれども、そこら辺の整理というものがうまくついていないのではないかとこのところが四つ目であります。

五つ目、これは現地での環境白書に当たるものかと思うんですが、環境報告書2010年版です。これもネット上、ウェブサイト上で公表されていると思いますが、やはりそこではビクトリアレイクの水位が急速に下がってきているというようなことがうたわれておりますし、将来全てのダム建設においては、水位への配慮をよく考えてください、というようなことがメッセージとして出ております。

そういうことで、同じウガンダ国の中でもダム建設に対する考え方はいろいろ分かれているんだろうというようなことがあるんじゃないかということで、5項目を紹介させていただきました。

あと追加的でありますけれども、ワイルドライフアクトという、その中で保護区における開発についての議論がありましたけれども、むしろ憲法の中で、1995年ですか、この中で開発と環境をどうするのかということは、ここに取り上げております。ただ、天然資源の開発に関しては、これは特に条件をつけておりません。ただ、これは指導原理、憲法の各条文の前に指導原理という章が置かれておりますけれども、その第13章は特に条件をつけずに天然資源保護は国の義務だというふうに定めております。他方、その次の27章では、今度は開発環境の調和ニーズに見合った天然資源の利用というものを定めているということになっております。その場合には、その直後でありますけれども、公害などの損害、被害を予防するように、あるいは影響を縮減するようにということで、国家の義務をつけているということでありまして、やはりこの国自身が開発と環境、どちらをとるかということについて明確な、どちらを採用ということを言っていないんだなということを感じました。

エネルギー政策と環境についても、憲法の条文はうたっておりまして、ベーシックヒューマンニーズ、貧困問題とか、そういうようなところと環境保全ニーズの双方を満たした場合にこのエネルギー政策の確保推進を行うんだというようなことで、特に優劣はつけておりませんけれども、我々一般的によく見かけるような内容でありますけれども、こうい

うようなことで、この国自身もどちらをとるかということで白黒つけていないというのが憲法の中での書き方というか、規定の仕方だというふうに印象を持っております。

以上です。

○村山委員長 それでは、今日は資料を用意していただいていますので、担当部から今の点に関連して、情報提供をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○和田 産業開発・公共政策部電力課の和田と申します。本案件に関しまして、複数回にわたり審議いただいてありがとうございます。いただいたメールに対する情報提供ということで、補足的な情報を整理のうえ、メールで既に共有させていただいたので、簡潔にポイントだけご説明させていただきたいと思います。

一つ目ですけれども、TICADの関連ですが、横浜行動計画において重点事項等確認しました。今おっしゃられた点ですけれども、引用資料の解釈について、最後のパラグラフで書いておりますが、日本政府から本案件に対するコミットメントは、クリアにはされていないというのがその当時の時点の現状でございます。なので、アヤゴに100億ついたという話は全くございません。このF/Sで開発できるか、できないか、今慎重に検討している段階なので、ここでお金がついているということは全くないという理解でおります。

それから、2番目ですけれども、大臣発言でアヤゴダム開発のエネルギー目標に関してですが、ウガンダ側の開発計画に対して、本案件の前の水力開発マスタープラン調査の際にも環境社会配慮審査会で議論になりましたが、ウガンダ側で考えられていた最大規模の開発に対して、日本側としては環境と開発のバランスを考えたオプティマルな開発、最適規模での開発を念頭に、アヤゴ水力については段階的な開発の提案をマスタープランでできております。その前に存在していたアヤゴダム案については、ダム開発が適切でないだろうという考え方のもと、流れ込み式ダムの開発ということで、アヤゴダムという言葉は調査の中ではだんだん使わなくなってきたてきております。ただ、大臣がこのような単語で発言されているところもありまして、イレネ大臣です、は代わったばかりで、もともと配電公社ご出身の方ですが、今後も調査を進める段階で適切な情報提供をしながら、そのあたりは伝えていきたいと思っております。マスタープラン調査の最後の頃にかかわったので、もう少し情報インプットは必要かもしれません。そこは努めたいと思っております。

それから、三つ目のドクタールグマヨ氏の論文ということで引用をいただいている件ですけれども、この引用論文、一体いつ頃書かれたものか、我々も調べてみたところ不明で、わかりづらく、ソースに当たるのに時間がかかりましたが、ウガンダ事務所経由で先方の

エネルギー鉱物開発省に問い合わせたところ、回答にありましたとおり世銀の地方電化プロジェクトのコーディネーターとして以前に従事していた人物でした。このペーパーは2006年時点で開かれたワークショップのために提出されたペーパーではないかというようなことでございました。

マスタープランのときの議論にもございましたが、ブジャガリ水力の開発の際、世銀で検討してきたカラガラ地点のオフセット計画についてはウガンダ国内で相当浸透しています、今、カラガラオフセットがあるのか、ないのか問い合わせると、JICAは今までマスタープランで何を我々から学んだんだというような話をされてしまいます。この論文は書かれた時点ではそういったコントロールな議論がされる前だったということもございまして、論文かどうかはわからないのですけれども、書かれていたんですが、今現在ではカラガラのオフセットをさらに開発するということは、まずあり得ない。そのようなことをしたら、ウガンダ側が今後、資金援助を受けるうえでものすごいハードルを高めることになってしまうということはきちんと理解されております。これが3点目です。

4点目につきましては、東部アフリカパワープール構想というのがございますが、結論としては、海外への電力の輸出を主目的にしているか否かということ、主目的ではないというような考えでございます。というのは、ウガンダはまだ10%の電化率ぐらいで、夜間の病院やクリニックでの電灯需要すらままならないところで、輸出を優先して考えるというような考え方に立ってはいないということです。ただ、日本と異なりまして、国境を越えて配電線でも送電線でもつながっているところがございます。ここに書かせていただいたとおり、時間帯や季節によって電力の余力が生じる等々がございまして、今でも電力は行き来しております。ここに書かれているので、東部アフリカの地域の電力システムの安定度の向上、それを達成するためにこの案件が必要であったというようなことでございまして、電力需給から考えても双方で、例えばケニアとウガンダで協力し合うような電力融通を一定程度、例えば100メガワット分はウガンダ側に余力が生じた場合、ケニアという東部アフリカの産業の中心地に、電力需要の伸びは高いところへ供給ができればというようなことでございます。

例えば、アヤゴですと第一段階での開発で、300メガワットぐらい考えているうちの、例えば100メガワット、それもアヤゴもブジャガリもカルマもいろいろあるので、アヤゴだけの電力がケニアに輸出されるというようには、なかなか色分けして電気は見られないものですから、全体の系統でその分の余力があれば送電するというような考え方に立って

おります。なので、東南アジアとか、他のヨーロッパである特定の水力発電所を、100%国際連系送電線を通じて売電をするという目的とは大分異なった考え方でございます。

それから、最後の環境報告書に対するビクトリア湖からの水量に関してですけれども、この部分はワーキンググループ、それからマスタープラン時の審査会のときにも、また、全体会合でも議論があった件ではございますが、ウガンダのビクトリア湖の水位変化というのは、100年を越える水文情報があって検討しておりまして、恐らく一般的な新規地点の計画を検討する際の情報量に比べると圧倒的なボリュームがあると考えております。その傾向で、若干水位が減少傾向にあるところは十分認識して、100年の水位の中の一番低い水量で、何%の確率で発電できるのか。そういった設備容量を検討してきているので、これ以上に将来の予想値を立てて計画検討するというのはなかなか難しいのかと思っております。なので、マスタープランとF/S等で今使っている情報以上のよりよい情報があれば、またご助言なりいただきながら進めたいなと思っております。

他方、アヤゴ水力の計画が、段階的に開発するのも、環境影響を考えるとということと、それから100メガワット分ずつ取水していくことで、一気に、例えば300メガワット分取ってしまって、環境影響が非常に大きくなることを避けるために、段階開発は、環境影響をミニマイズしていくための一つの策ではないかということまで検討してきている次第です。

以上、紙で説明させていただいたところのポイントでございます。

○作本副委員長 いろいろご指摘というか、私も勘違いしたところがありますので、ありがとうございます。ただ、もう一つ細かいところで、私は何も電気を売ることが悪いと思いません。こういう国で持てる資源をうまく使うということは、貧困の問題を飛び越えるためにも必要かと思っているんですけれども、JICAさんの2006年の電化計画報告書F/Sというのがあるんです。ちょうどウガンダの南部の水力発電資源に関してというような、そういう “Pre-feasibility study for rural electrification program by hydropower resources in the South of Uganda” という、こういう報告書があるんですが、こちらで2006年の統計が載っており、英語の方なんですけれども、日本語の方には載っていないんですが、この中でタンザニアにもう既に電気を2.5%売って、ケニアにも国内消費の25.5%売っているということで、約28%ぐらいを海外に売っていることをもうやっているのかなということを見かけたんですけれども。この国のありようは、電気を売りながらやってきているのか、経済を維持してきているというのは自然な姿なんでしょうか。そこら辺は私のイ

メージの間違いかもしれませんが、お答えいただけるとありがたいんですが。

○和田 周辺国との電力融通に関しましては、マスタープランの報告書の第4章の中でも書いております。ケニア、タンザニア、ルワンダの電力融通実績もそこに載っておりますので、もしよろしければそこを詳しく見ていただければ、ウガンダの送電公社が近隣国のグリットの接続されているところで電力融通について、エクスポートだけではなくて、インポートもあることは記載されておりますので、ご参照いただければと思います。

○日比委員 教えていただければと思います。最後の（５）の点についてなんですけれども、ここに書かれていること自体はそうかなという一方で、諸条件が違うので直接比較できるわけでもないんですが、例えばアラル海というのは、多分四・五十年前はビクトリア湖と同じか、たしかそれよりも大きいぐらいの面積があって、それが主に灌漑利用されたり、ということがメインだったと思うんですけれども、急激に縮小してしまったような事例もありますから、面積が十分あるので大丈夫です、とまで本当に言い切れるのかというのは、まずどうなのかなという点と、もう一つは、売電等の話もあって、私も売電自体がいけないというつもりはないんですけれども、やはり何か国かにまたがって水資源を使っている中で、では、長期的に持続的に売電も可能になるような形で、水資源を保全していくような方策は本当にちゃんとできているのかどうかという、それがあって初めてここに書かれているようなところが担保できるのかなと思いますし、後半には、仮に気候変動によって流量に変化が生じたら引用方法を変えることなどによって環境影響の低減をすることもできますとあるんですけれども、これは多分水利用しているみんながそれをやらないと多分流量変化による環境へのインパクトはなかなか緩和できないというところもあるので、そのあたり、この事業だけでもコントロールできないところも出てくるのかなと思うんですが、その辺の考え方を教えていただけますか。

○和田 ご質問をいただいてありがとうございます。ビクトリア湖、確かに大きな湖だからということで完全に安心感を持って考えているというわけではないのですが、電力ということに限って考えると、水の持つエネルギーは利用しますが、水そのものは国内でストップさせることはなく、エネルギーを利用するだけで、入り口と出口では同じ量であると理解しております。灌漑でウガンダの国内で作物を栽培するとか、そういった水の利用については別のところできちんと考える必要がございますし、ナイル・ベージング・イニシアチブという、ナイル周辺国での会議の中で、下流国、特にエジプトが非常に注意深く見ておりまして、ビクトリア湖の水位観測地点にはエジプト人が常駐して、ゲージングス

テーションでの水量をウガンダ側と一緒に確認することを続けてきているということもございします。灌漑でウガンダ国内で水がとめられるということに関しては、別の農業省とか灌漑省で検討すべきですし、そうした留意はすべきであることは調査団としても伝えることはできるかと思います。

それから、長期的な売電をサステイナブルにしていくというところについては、いろいろなファクターがございまして、なかなか難しいのですけれども、ナイル川でも白ナイルと青ナイルがございまして、ウガンダ側でもし電力の余力が生じれば、ケニアとか、近隣国に電力供給するというシナリオも描けるかと思うんですが、エチオピア側に流れているナイル川でもそれなりの水力ポテンシャルがあると思いますが、そこが電力輸出の関心を持っている可能性もあったり、ウガンダが売りたいと言っても相当安く電気をつくらなければ買ってもらえないというようなこともあると思いますし、ウガンダ国内では現在考えているナショナルディベロップメントプランで、国内での産業の開発とか、農業開発が主体ですけれども、加工業を発展させることで、国内の需要の伸びというのを非常に高く見積もっていることもございまして、今、輸出して外貨が得られると本当はいいんですけれども、なかなかそこまでの余力がないというのが現状だと伺っております。

○村山委員長 それでは、他に何かご意見、お気づきの点はありますか。

○原嶋委員 確認させていただきたいんですけれども、委員の先生方の意見はそれぞれいろいろあると思うんですけれども、ただ、JICAのガイドラインの抵触の問題についてはかなりグレーだと、玉虫色ではないかというのはかなり一致していると思うんです。これだけ議論してきまして、ここに解釈のことは別紙資料3で載っていますけれども、やはりこれだけ議論した教訓をどのように今後生かしていけるのか。今五つの条件というのを示されまして、これに対してはもしかしたらガイドラインそのものを形骸化したり、なし崩しにするんじゃないかという懸念も表明されていますし。今後こういう議論をどういうふうに生かしていくのかということについて、具体的に何か、この事業に限らず、あれば教えていただきたいというのが1点。それに関連して、ガイドラインの遵守ということについては、今日たまたまいらっしゃっていましたが、異議申立を担当していただく独立機関があるわけですので、今日のお話ですと今まで具体的に異議申立手続が始まったことはないということですが、もしかするとこの件が最初の事例になってしまうかもしれないわけですので、そういう第三者というか、独立した先生方のご意見を伺って、正式に手続を起こすということは当然できないだろうと思いますけれども、今後の

教訓としてまた解釈を考えていくということなどが可能かどうかということ。2点についてお聞きしたいんですが。

○村山委員長 これは審査部でしょうか。

○河野 我々としては、前回の全体会合でもお話しさせていただきましたように、基本的にはガイドライン上原則としての例外については規定がないと理解しております。従いまして、ガイドラインの有権解釈は、これも前回の全体会合でお話をいたしましたけれども、JICAでさせていただきたいと考えています。現状、我々として考えていますのは、以前からご説明しています、5点の条件ということでございます。この点については委員の先生方からいろいろなご意見をいただいていた、我々としても今後検討していく必要があるとは思っています。アヤゴ水力発電所整備事業の件については、いずれにしましても調査を行っていきますので、その中で十分に検討して、ご説明していきたいと考えている次第であります。

簡単ですか、以上でございます。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。

○平山委員 配布していただいている資料、ページがついていないので特定しにくいのですが、私が一番気になっておりましたのは、事業を実施して環境社会配慮に関する問題が生じた場合の責任はどこにあるのかという、そのことと、それからガイドラインの有権解釈権というのは、これは裏表になっているのだろうというふうにずっと考えておりました。それで、その点について、JICAのペーパーによると、その責任はJICAが負うものであるというふうに書いてありまして、したがって、そのガイドラインの解釈というのもJICAが責任を持って行うのだという、こういう立場が太字で書かれてありまして、そのところは非常に私としてはありがたいというか、すっきりした説明になっているというふうに思うのですが、一つ気になっておりますのが、以前質問をしたときに、この環境社会配慮を行うのはどこかということについて、このガイドラインの目的の1-2のところを出しまして、JICAが行う環境社会配慮の責務という言葉があるけれども、環境社会配慮はJICAが責任を持って最終的な責任をとるということで行うのかという質問をいつかしましたら、それに対してはお答えが、いや、そうではなくて、1-5に書いてあることであって、JICAの責務というのは、環境社会配慮の支援と確認、つまり環境社会配慮の主体は相手国であって、その支援と確認をJICAが行うのであるという、こういう説明があつて、では、実際に環境社会配慮について問題があつて、先ほども出ましたけれども、異

議申立等があった場合には、誰が出ていって、それに対する説明を行うのかということに結局はなってくると思うのですけれども、ここの最初に指摘した文書については、これはもう全てJICAが責任をとる、それからJICAが説明をする、従ってJICAがガイドラインの解釈も行う、有権解釈も行う、こういう説明になっているのですけれども、本当にそういう覚悟で仕事をしておられるのだろうかというのが、一つは疑問になっております。

全く別の話ですけれども、ワーキンググループのときに、EIAといいますか、環境配慮についてのキーとなるポイントというのは、やはりデータの収集であろう、そして、途上国においていろいろな測定データというのは集めるのが非常に難しい、これは何度も申し上げてきたことなのですけれども、その点を配慮して、JICAの方で、これまで行われた調査の中からデータバンクのようなものをつくって、いろいろな調査に使うということを考えるべきではありませんかというお話をしたときには、いや、それはこれまでも考えたことはないし、これからもするつもりはないという、そういうお答えだったように思うのですけれども、そこらのお話、つまり1-5で相手国の支援と確認を行うだけとか、それから、EIAの充実を図るためのデータベースの構築とか、そういうことをやるつもりはないとか、そこらのことを考えますと、ここに書いてある事業を実施する責任というのはJICAが負うという、そういうことについては本当にそれだけのことをJICAはやっておられるのだろうか、それから、これからそれをおやりになる覚悟というのがあるのだろうかということとは、ぜひこの文書との関係で聞かせておいていただきたいということです。

それから、もう一つ確認をさせておいていただきたいのは、先ほど出た異議申立というのが、民間からこの事業は一体何をやっているのだ、環境社会配慮になっていないじゃないかという案件が原科先生のところに持ってこられた場合には、そのときに出席を求められるのは村山委員長なのか、村山委員長プラス他の委員なのか、それともJICAなのかということを、くどいようですけれども、説明を聞かせておいていただきたいというふうに思います。

○河野 本事業に関する環境社会配慮の文書に関して誰が責任を持って作成しているかというと、以前にもご説明しましたように、相手国政府だというのが我々の理解です。その環境社会配慮文書がガイドラインに沿っているかどうかというのを確認しているのがJICAであって、その責任を負うということでございます。従いまして、異議申立の話でいきますと、異議申立される方からは、JICAがガイドラインに沿って事業を実施しているかどうかということが問われているということでありまして、具体的には異議申立を受

けた時点で審査役が審査をされて、それをJICAの業務部門ではなくて直接理事長に申し入れを行うことができるということでございます。従いまして、JICAが責任を持っているのかどうかという意味では、ガイドラインを履行して事業を実施しているかどうかということについては、JICAが責任を持って行うことだと我々は認識しています。

以上です。

○松本委員 非常に手短かに参考までに教えてほしいんですが、ここから、私自身は協力準備調査そのものをするべきではないという立場で発言をさせていただいています。そのこともあって参考までに教えてほしいのは、本件の協力準備調査におよそどのくらいの予算がかかるのかということです。それから、有償資金協力を行う場合に、本事業がおよそ幾らぐらいの事業規模になるというふうに見積もられているかという、この2点を教えてほしいというふうに思います。

○和田 本協力準備調査は他の協力準備調査と似たような調査規模になっておりまして、今のところ大体2億ぐらいの調査予算になっております。それから、事業規模、事業予算はこれから積算していくこともございまして、今時点では数字は不明確でございます。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。

○米田委員 前に質問があったかと思うんですけれども、もう一度確認をさせていただきたいんですが、今現在どういう状況になっているのか。調査を進めているというお話だったと思うんですけれども、先ほどこれから調査をしますのでおっしゃいましたけれども、助言は、調査中止、調査をすべきではない、調査をするならば、という形に分かれているんですけれども、JICAは今現在どういう状況で、これからどういうスケジュールで、どういうふうに対応される予定なのか、教えていただきたいと思います。

○和田 調査スケジュールにつきましては、ワーキンググループの資料の中にも含めておりますが、4月から。

○米田委員 変更ないということですか。

○和田 今のところ変更ないです。

○伊藤 念のためですけれども、今回助言を確定いただければ、それに応じて契約の内容は当然修正が必要だと思っています。ですので、確定された助言に基づいて、ウガンダ側、それから調査団との協議を踏まえて、特に投入量とか調査の内容とか、この辺についてはいろいろな点で変更が必要だと認識してございます。

○米田委員 では、今現在は当初の予定どおり調査を進めているという理解でよろしいで

すか。

○和田 進んではいますけれども、第2回目の現地調査がちょうど終わったタイミングでこの助言の確定が今前回の全体会で決まらずに今回にきているということなので、対ウガンダとの協議の関係では、今日本の国内作業が中心に行われているので動きはあまりない状態です。ただ、調査自体ストップしているかという点、そうではなくて、伊藤からも申しましたとおり、この助言を踏まえて、どのような調査のフレームワークの修正等が必要かということ、これから考えていきたいと思っております。

○日比委員 今の関連でもあると思うんですけれども、今回の助言案は、もうご案内のとおりいろいろな角度からといいますか、特に最初のところ、一つにはそもそもこの調査を中止すべしという助言から、この調査に入る前に確認すべき点があるだろう。それから調査実際についてのかかなり具体的に突っ込んだ助言であるんですけれども、特にこの助言案の冒頭のABに当たる部分に対する、まずJICAさんの対応というのはどういう段階でお示しいただけるのでしょうか。今のお話からいくと、ほとんどABはなくて、Cだけを見ているというふうに聞こえるので、このABの助言に対してはどうなるのかというのが1点目の質問です。

それから、2点目なんですけれども、先ほどの特にガイドラインの原則に当たるか当たらないかというところで、これは例外かどうかというのはJICAさんでも決められることだということ、これはよくわかりました。それでいくと今回こういう五つの理由によって例外ですということをお示しいただいているんですが、ほとんどお示しいただく意味もないのかなというふうに思うんですけれども、お示しいただいている五つの理由は、今回のこの助言案に限らず、前回、前々回の全体会合のときから、これはそもそもこの事業に限らずJICAさんがやる事業では必ずそれは満たされる条件なんじゃないかという議論があったと思うんですけれども、それについて、これまで多分まだ明確なご回答をいただいているように思うんです。ここをお聞きしたいのは、では、今回のこの事業例外だとおっしゃるに当たってのこの五つの条件というのが、通常のJICAの事業を実施するのと何が違うのかというのを教えていただければ。どうしても今の説明だと、なるほどこれが例外なんですってというのが、私は腑に落ちなくて、何名かの委員の方もそこを納得されていないようにこれまでの議論で思うんですけれども、これまでのところは、この五つが例外の理由ですというふうにご説明いただいているんですけれども、それが通常の事業と何が五つというのは例外に当たるのかというのを教えていただければと思います。

○河野 まず、いただいた助言のAとBについて、こういった対応を考えているかということですが、これも繰り返になりますけれども、我々としては、ガイドラインに違反していないと考えています。ご納得いただいていないという点については、我々も真摯に考えなければいけないんですが、現時点では五つの条件が満たされれば我々はその事業はできると思っていますし、我々の責任において事業を進めていくということだと理解しています。

では、この五つの条件がこれまでの案件と何が違うかのということですが、これもワーキンググループの中で日比委員からご質問されて、我々の回答の中では触れさせていただいているのですが、基本的には従来のものよりも厳しく見ていくということが一つです。それと、特に代替案、他に代替案がないという条件です。これは非常に厳しい条件で、必ずしも他の案件ではこういった形の考え方はとっていないと我々は理解しています。

ですから、四つの条件については従来よりも厳しく見ていくという話です。代替案については、これは他の案件と比較すると非常に厳しいコンディションだと我々は理解しています。ただ、委員の方々からその五つの条件について必ずしもご納得いただいていないということは我々も理解していますし、調査の中で検討した結果をまたご説明させていただいて、今後も協議させていただくということかと理解しています。

○日比委員 五つの条件のところについてのご説明は承りました。それで、最初の質問、特にAとBの部分なんですけれども、これは通常であればスコーピング案に対して、今回の助言案でいえばCに関するところについて、スコーピング案に反映していただくなり何なり、それは調査の結果としてDFRの中でご説明いただくということになると思うんですけれども、ABの助言に対するご対応、今のお話ではガイドラインには違反ではないので調査を進めますということだったんですけれども、このAB、この助言1、2に対してのご回答というのは、何らかの形で、どういう形でコミュニケーションを正式にといいますか、していただくことになるのかというのを伺いたいたいですけれども。

○河野 今お話をさせていただいたことかと思いますが、従来のやり方であればドラフトファイナルレポートの段階でこういった形で我々は考えたかということを書き出させていただくということかと思いますが、ご質問について、この場でお答えさせていただくと、先ほど申し上げたこととございます。それが文書で必要だということであれば、我々としては、今申し上げたことですが、文書に書かせていただくということは可能かと思っています。

○村山委員長 大分時間がたってしまって、次の会合が既に予定されているということで、そろそろここをあける必要があるんですが、今確認をしたところ、助言案の本体については、これはバージョンが古いですね。私がお送りした時点で委員名を外したと思います。それから、多分鋤柄委員からいただいたご指摘が入っていないと思います。なので、今日確定は多分できない。微修正ではあるんですけども、メールでお送りをします。今日最初のページにつけていただいているものもフォントをあわせて、次のページのあとに入れたほうがいいですね。いつもフォーマットが同じ形で、助言案検討の経緯という整理されているものがありますが、その後に入れさせていただいて、その後助言という形にしたいと思います。そこも含めて、最終案をメールでお送りしますので、遅くとも今週中には確定をする。できれば前半までに確定をしたいと思いますが、その形で一度お送りしますので、ご確認をいただいたうえで確定ということにしたいと思います。

このような形でよろしいでしょうか。

○作本副委員長 くだいようですけれども、冒頭に申し上げたとおり、委員の中でも、私も含めて考え方がどちらに落ち着くのか、かたまっていないと思うんです。今ここで全体会合でこのような三つの考え方がありましたということで出すことで、我々助言の責任を果たしたということで考えてよろしいもののでしょうか。先ほど言った分布というようなことが全く必要ないのかどうかということです。

○村山委員長 今の点ですけれども、これまで助言委員会の助言は合議制で行ってきました。この点については、最初のページに書いたもので、私の意見はこれについて何割ぐらいの人がこういう意見だとか、そういう形では整理をしてこなかったということが一つあります。それから、それでもこの案件についてはいろいろな意見が出ましたので、少なくとも助言を行うかどうかということについては、各委員の意思を確認させていただきました。ある意味ネガティブチェックですけれども、助言をしないほうがいいとおっしゃった方は16名中4名だったわけです。そういう意味で、私自身は助言をするという方向で今回進めているということです。分布という意味では、これ以上のことはできない。もしあるならば作本副委員長に委員長を代わっていただいてやっていただきたいと思います。今後DFRの段階で、そういうことが可能かどうか分かりませんが、もしDFRの段階でそこまでする必要があるということであればまた議論をしたいと思います。

では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

今日はその他、スケジュールの確認ですが、何かありますか。

○青木 その他のところで、本日お配りしております環境社会配慮助言委員会の設置要綱と運用目安と、それから共有事項について、簡単にご説明いたします。

これを本日お配りしましたのは、第2期第1回の全体会合ということで、これまでの議論を整理するという趣旨でございます。一つ目の運用目安につきまして、前回からの修正点は3カ所ございます。一つ一つ確認させてください。

1ページ目の二つ目、委員会の業務というところの右側のコラムです。1) 番、協力準備調査というところで、これまでのところから加わったものは、一つ目の環境社会配慮調査結果を反映したというフレーズです。それから、二つ目全体です。これが加わりましたのは去年の8月から9月にかけて、特にPPPF/Sの案件の中で、環境社会配慮調査結果が入っていないけれどもドラフトファイナルレポートが作成されるようなケースにおいて、助言をどういったところに求めるのかということが議論としてなされました。その結果を踏まえまして、環境社会配慮調査結果をきちんと反映したものに限って報告書、ドラフトの助言を求めるといったものを整理しております。二つ目につきましても、特に序盤の段階で調査が終わってしまうものにつきましては、場合によってはスコーピング段階だけ助言を求めるといったようなケースもありますということで、ここを加えさせていただいております。

それから、あと二つは非常に事務的なところなんですけれども、3ページ目に参りまして、8. の事務局というところがございます。こちらはこれまでは環境社会配慮審査1課、2課というような記載になっておりました。これは審査課及び監理課という名称に書きかえております。

それから、3点目、9. の適用で、これまで右側のコラムに本年7月に業務を開始できるよう準備を進めるというのがございました。これは2010年の4月の段階で設置要項を設けておりましたので、その段階ではまだ10年7月の新ガイドラインの施行の前ということもありまして7月に向けた準備という記載をしておりましたので、これは削除しております。

それから、もう一つ目の共有事項という若干厚いほうなんですけれども、こちらは2カ所だけ修正がございます。追加です。2ページ目の下段ですけれども、モニタリング段階における説明の資料構成イメージ、これは今後、先ほど部長からも話をさせていただきましたけれども、今後、モニタリング段階で全体会合でご報告する際、どういった形で進めるかということで、審査段階のものにほぼ同じような記載で、こういった資料をもってご説明をしますという趣旨で記載をしております。3ページ目の真ん中下ぐらいまでのとこ

ろを追加しております。

それから、もう一つは、11ページの別紙4というものです。これは2011、去年の12月の全体会合のあたりで、環境レビュー段階でこういったご報告をするかというものをマトリックス、それから事例をお示ししてご説明したものをこちらに載せております。11ページと12ページの2ページにわたりまして載せております。この文書の目的は、これまでもご説明しておりますけれども、これまで全体会合等でこちらから作成をして共有させていただいたことにつきまして、取りまとめたものでございます。

以上です。

○村山委員長 これは確認をいただくということですか。

○升本 今回第2期委員会の初めということで、改めてこういう紙を配らせていただきました。配らせていただくときに、よく見ると古いところがあったので最新版に直させていただいたということで、特に他意はございません。もし特に追加したところで気になるような点があればおっしゃっていただければと思います。

○村山委員長 何か、もし今の時点であれば。

○長谷川委員 新しく直したところではなくて、13ページの、我々が求められて書く事前コメントのフォーマットなんですけれども、真ん中にスコーピング案というのがございます。報告書ドラフトの段階でもあまりスコーピング案というのは多分関係ないと思いますし、それから、スコーピング案段階でやるコメントの場合は、全てがスコーピング案についてやるわけですから、ここに新たにスコーピング案とやると、私も今日まとめていてこと矛盾していて、このスコーピング案という項目は要らないのかなと思ったんです。ですから、どうですか、この項目があることが矛盾すると私は思っています。

○青木 これはどちらかといいますと、スコーピングのマトリックスについてのコメントです。ですので、ドラフトの際にはここはコメントをいただかないということになるかと思います。でしたら、スコーピングマトリックスという記載の修正をすればよろしいでしょうか。

○村山委員長 最近はあまりないですけれども、以前は結構マトリックスのレーティングの問題が議論になっていたので、多分それが入っているんだと思います。そこをご検討いただけますか。他はよろしいでしょうか。

では、スケジュールの確認をお願いします。

○河添 次回全体会合は9月7日、こちらの本部で行います、2時半からです。次回もどう

ぞよろしく願いいたします。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。もしないようでしたら、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後6時39分閉会